# 秋田市公報 大芸芸 「大芸芸」

### 第1190号

令和6年01月10日

秋田市山王一丁目1番1号発行所秋田市総務部文書法制課電話018-888-5427

## 目次

# 条例

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例	観光振興課(第41号)	5
秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課(第42号)	9
秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例	秋田市民交流プラザ管理室(第43号)	15
秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例	秋田城跡歷史資料館(第44号)	17
秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例	赤れんが郷土館(第45号)	18
秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例	佐竹史料館(第46号)	20
秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例	河辺市民サービスセンター(第47号)	21
秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例	中央市民サービスセンター(第48号)	22
秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例	福祉総務課(第49号)	25
秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例	産業企画課(第50号)	27
秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例	公園課(第51号)	30
秋田市都市公園条例の一部を改正する条例	公園課(第52号)	32
秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正 する条例	教育委員会総務課(第53号)	58
秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	人事課(第54号)	60
秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	子ども総務課 (第55号)	61
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課(第56号)	62
秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正する条例	人事課(第57号)	65
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課(第58号)	78

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関す る条例の一部を改正する条例	人事課 (第59号)	79
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条 列	人事課(第60号)	81
規則		
秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	衛生検査課 (第35号)	83
呆健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課(第36号)	84
秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課(第37号)	85
秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課(第38号)	86
秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	衛生検査課(第39号)	88
秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課(第40号)	89
秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課(第41号)	90
秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課(第42号)	91
秋田市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	市民課(第43号)	92
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども総務課 (第44号)	93
秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規 則	人事課(第45号)	94
	教育委員会学事課(第46号)	97
切任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課(第47号)	98
別任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規 則	人事課(第48号)	110
秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則	国保年金課(第49号)	111
訓令		
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課(第12号)	112
告示		
秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について	人口減少·移住定住対策課(第286号)	120
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の 指定について	介護保険課(第287号)	121
又納代理金融機関の取消しについて	会計課 (第288号)	122

令和5年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第289号)	123
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車 等の撤去および保管について	交通政策課(第290号)	129
都市計画の変更について	都市計画課(第291号)	131
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和5年)の公示送達に ついて	国保年金課(第292号)	132
令和5年度第3期および第4期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齡医療課(第293号)	133
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および再開について	保護第一課(第294号)	134
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課(第295号)	136
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室(第296号)	137
指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課(第297号)	138
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齡医療課(第298号)	139
秋田市災害廃棄物処理実行計画の改定について	環境都市推進課(第299号)	140
秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者の指定について	産業企画課(第300号)	141
秋田市職業訓練センターの指定管理者の指定について	産業企画課(第301号)	142
秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者の指定について	産業企画課(第302号)	143
秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者の指定について	産業企画課(第303号)	144
市道路線の認定について	建設総務課(第304号)	145
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課(第305号)	147
秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について	公園課 (第306号)	149
秋田市文化創造館の指定管理者の指定について	文化振興課(第307号)	150
令和5年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第308号)	151
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課 (第309号)	198
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第310号)	199

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について

教育委員会総務課(第21号) 200

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について

選挙管理委員会事務局(第37号) 201

秋田市選挙管理委員および補充員の異動について	選挙管理委員会事務局(第38号)	202
秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について	選挙管理委員会事務局(第39号)	203
農委告示		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局(第14号)	204
_		
上下水道局告示		
収納取扱金融機関の指定の取消しについて	上下水道局総務課(第16号)	205
公告		
地区計画変更の原案の縦覧について	都市計画課	206
都市計画の案の縦覧について	都市計画課	207
地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標の策定について	福祉総務課	208

農業農村振興課

213

農用地利用集積計画の策定について

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例をここに 公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例 (秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の一部改正)

第1条 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例(平成16年秋田市条例第 134号)の一部を次のように改正する。

第5条中「22円」を「33円」に改める。

(秋田港振興センター条例の一部改正)

第2条 秋田港振興センター条例 (平成8年秋田市条例第22号) の一部を 次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「838円」を「1,256円」に、「1,676円」を「2,512円」に、「3,352円」を「5,024円」に、「5円」を「7円」に改める。

(秋田市雄和観光交流館条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和観光交流館条例(平成16年秋田市条例第92号)の一部 を次のように改正する。

(秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和観光花き栽培園条例(平成16年秋田市条例第93号)の 一部を次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「314円」を「471円」に改める。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正)

第5条 秋田市雄和観光農産物加工所条例 (平成16年秋田市条例第95号) の一部を次のように改正する。

別表中「22,000円」を「33,000円」に、「2,200円」を「3,300円」に 改める。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正)

第6条 秋田市雄和ふるさと温泉条例 (平成16年秋田市条例第97号) の一部を次のように改正する。

別表の表中「3,635円」を「5,452円」に、「2,457円」を「3,685円」に、「3,206円」を「4,809円」に、「267円」を「400円」に、「162円」を「243円」に、「367円」を「500円」に、「183円」を「250円」に、「534円」を「801円」に改め、同表の備考の1中「3,670円」を「5,000円」に、「1,830円」を「2,500円」に、「7,340円」を「10,000円」に、「3,660円」を「5,000円」に、「11,010円」を「15,000円」に、「5,490円」を「7,500円」に改め、同表の備考の6中「534円」を「801円」に改める。

(秋田市ポートタワー条例の一部改正)

第7条 秋田市ポートタワー条例 (平成18年秋田市条例第61号) の一部を 次のように改正する。

別表第1中「4,400円」を「6,600円」に、「3,960円」を「5,940円」 に、「4,263円」を「6,394円」に改める。

別表第2中「2,975円」を「4,462円」に、「2,095円」を「3,142円」 に改める。

別表第3中「73円」を「109円」に改める。

(秋田市にぎわい交流館条例の一部改正)

第8条 秋田市にぎわい交流館条例(平成23年秋田市条例第30号)の一部 を次のように改正する。

別表第1中「3,457円」を「5,185円」に、「2,933円」を「4,399円」に、「2,410円」を「3,615円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

	利用料金(限度額)						
₩云∋₽	午前9時か	午後 1 時 30	午後6時か	午後 9 時 30			
施設	ら午後零時	分から午後	ら午後9時	分から午後			
	30分まで	5 時まで	まで	12時まで			
展示ホール	19,058円	19,058円	16,335円	13,612円			
アート工房1	3,264円	3,264円	2,888円	2,385円			
アート工房2	2,934円	2,934円	2,568円	2,080円			
多目的ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円			
多目的室1			1 時間	引につき994円			
多目的室 2			1 時間	引につき220円			
多目的室 3	1 時間につき231円						
多目的室 4	1 時間につき713円						
多目的室 5			1 時間	引につき719円			
ピアノ練習室			1 時間	引につき330円			
研修室1	4,561円	4,561円	3,960円	3,240円			
研修室 2	2,826円	2,826円	2,313円	1,926円			
研修室3	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円			
研修室4	1,766円	1,766円	1,473円	1,325円			
研修室 5	1,912円 1,912円 1,639円 1,366円						
研修室 6	1,961円	1,961円	1,681円	1,401円			
和室1	613円	613円	533円	436円			
和室 2	613円	613円	533円	436円			
和室 3	328円	328円	288円	233円			

別表第3中「2,514円」を「3,771円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の 規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき温 泉供給料金について適用し、同日前の使用に係る温泉供給料金および同 日以後の使用に係る同日前に納付すべき温泉供給料金については、なお 従前の例による。
- 3 第2条から第8条までの規定による改正後の秋田港振興センター条例、 秋田市雄和観光交流館条例、秋田市雄和観光花き栽培園条例、秋田市雄 和観光農産物加工所条例、秋田市雄和ふるさと温泉条例、秋田市ポート タワー条例および秋田市にぎわい交流館条例の規定は、この条例の施行 の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、 同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付 すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

### 秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第42号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

秋田市スポーツ施設条例(平成16年秋田市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第2貸切使用の項および個人使用の項を次のように改める。

貸	メイン	入場料	市民が	全面	1 時	2,350円	無料(大会、
切	アリー	を徴収	体育に		間に		講習会等に使
使	ナ	しない	使用す		つき		用するとき
用		場合	ると				は、1,170円)
			き。	全面の3		1,570円	無料(大会、
				分の2			講習会等に使
							用するとき
							は、780円)
				全面の3		780円	無料(大会、
				分の1			講習会等に使
							用するとき
							は、390円)
			市民以	全面			3,300円
			外の者	全面の3			2,200円
			も参加	分の2			
			する体	全面の3			1,100円
			育に関	分の1			

		する大					
		会、講					
		習会等					
		に使用					
		すると					
		き。					
		その他	全面	-			7,060円
		の催し					4,710円
		に使用	ー 分の 2				, , , , ,
		すると	全面の3				2,350円
		き。	分の1				,
	入場料	体育に	全面	-			6,120円
	を徴収	使用す	全面の3				4,080円
	する場	ると	分の2				
	合	き。	全面の3	-			2,040円
			分の1				
		その他	全面				21,210円
		の催し	全面の3				14,140円
		に使用	分の2				
		すると	全面の3				7,070円
		き。	分の1				
	営利を	目的と	全面				76,360円
	する場合	合	全面の3				50,910円
			分の 2				
			全面の3				25,450円
			分の1				
サブア	入場料	市民が	体育に使		7	780円	無料(大会、
リーナ	を徴収	用する	とき。				講習会等に使
	しない						用するとき
	場合						は、390円)

			市民以外の者も			1,090円
			参加する体育に			
			関する大会、講			
			習会等に使用す			
			るとき。			
			その他の催しに			2,350円
			使用するとき。			
		入場料	体育に使用する			2,040円
		を徴収	とき。			
		する場	その他の催しに			7,060円
		合	使用するとき。			
		営利を	目的とする場合			25,450円
	多目的	市民が何	本育に使用する場	1室	610円	無料(大会、
	ホール	合		1 時		講習会等に使
				間に		用するとき
				つき		は、300円)
		その他の	の場合			930円
	卓球室	市民が何	本育に使用する場		610円	無料(大会、
		合				講習会等に使
						用するとき
						は、300円)
		その他の	の場合			930円
	会議室	大会議	至			310円
		小会議室				150円
個	ジョギ	ングコー	・ス	1回	150円	無料(市民以
人				につ		外の者が使用
使				き		するときは、
用						70円)

別表第3貸切使用の項を次のように改める。

貸	体育館	入場料	市民が	全面	1 時	780円	無料(大会、
切		を徴収	体育に		間に		講習会等に使
使		しない	使用す		つき		用するとき
用		場合	ると				は、390円)
			き。	半面(茨		390円	無料(大会、
				島体育			講習会等に使
				館)			用するとき
							は、190円)
			市民以	外の者も			1,090円
			参加す	る体育に			
			関する	大会、講			
			習会等	に使用す			
			るとき。	)			
			その他	の催しに			2,350円
			使用する	るとき。			
		入場料	体育に	使用する			2,040円
		を徴収	とき。				
		する場	その他	の催しに			7,060円
		合	使用する	るとき。			
		営利を	目的とす	る場合			25,450円
	柔道場	(茨島体	育館)			310円	無料(大会、
							講習会等に使
							用するとき、
							又は市民以外
							の者が使用す
							るときは、
							150円)
	剣道場	(茨島体	育館)			310円	無料(大会、
							講習会等に使

	用するとき、
	又は市民以外
	の者が使用す
	るときは、
	150円)
トレーニング室 (茨島体育館)	240円 無料(大会、
	講習会等に使
	用するとき、
	又は市民以外
	の者が使用す
	るときは、
	120円)
小体育館 (雄和体育館)	310円 無料 (大会、
	講習会等に使
	用するとき、
	又は市民以外
	の者が使用す
	るときは、
	150円)
ミーティングルーム(茨島体育	50 P
館・河辺体育館・雄和南体育	
館)	

別表第4中「310円」を「460円」に、「150円」を「230円」に改める。 別表第5中「410円」を「610円」に、「、210円」を「、300円」に改める。

別表第6中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に改める。 別表第7中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に、「260 円」を「390円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第8中「620円」を「930円」に、「310円」を「460円」に改める。

別表第9中「210円」を「310円」に、「100円」を「150円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後 の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使 用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料 については、なお従前の例による。 秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第43号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例 秋田市民交流プラザ条例(平成16年秋田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

Γ		Г		
ı	6,240円		9,360円	
	520円		780円	
	730円		800円	
	520円		570円	
	1,100円		1,650円	
	4,290円		6,430円	
	2,410円		3,610円	
別表第1中	1,880円	を	2,820円	に改める。
	360円		540円	
	570円		850円	
	1,240円		1,860円	
	620円		930円	
	670円		1,000円	
	310円		460円	
	360円		540円	
	520円		780円	I

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後 の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使 用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料 については、なお従前の例による。

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例(平成27年秋田市条例第62号)の一部 を次のように改正する。

別表中「210円」を「310円」に、「160円」を「240円」に、「310円」を「460円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第45号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例 秋田市立赤れんが郷土館条例(昭和60年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

		金	額	
区分		団体観覧料		
	普通観覧料	(20人以上	共通観覧料	年間観覧料
		の団体)		
秋田市立赤れ	1人 310円	1人 240円	普通観覧料に	1人 770円
んが郷土館			あっては、1人	
民俗芸能伝承	1人 130円	1人 100円	370円	
館			団体観覧料に	
旧金子家住宅	1人 130円	1人 100円	あっては、1人	
			290円	

別表第2第一会議室の項中「210円」を「280円」に、「630円」を「840円」に改め、同表第二会議室の項中「210円」を「230円」に、「630円」を「690円」に改め、同表和室の項中「1,250円」を「1,870円」に改め、同表土蔵の項中「1,570円」を「2,350円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の秋田市立赤れんが郷土館条例の規定は、この条例の施行の日 以後の観覧等に係る同日以後に納付すべき観覧料等について適用し、同 日前の観覧等に係る観覧料等および同日以後の観覧等に係る同日前に納 付すべき観覧料等については、なお従前の例による。

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例

秋田市如斯亭庭園条例(平成29年秋田市条例第34号)の一部を次のよう に改正する。

別表中「210円」を「310円」に、「160円」を「240円」に、「520円」 を「770円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市如斯亭庭園条例の規定は、この条例の施行の日以後の 入園に係る同日以後に納付すべき入園料について適用し、同日前の入園 に係る入園料および同日以後の入園に係る同日前に納付すべき入園料に ついては、なお従前の例による。 秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例 秋田市河辺岩見温泉交流センター条例(平成28年秋田市条例第20号)の 一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に改め、同表の 備考中「4,000円」を「5,000円」に、「2,000円」を「2,500円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の規定は、この条例の 施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、 同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付す べき使用料については、なお従前の例による。 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

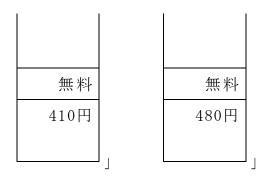
秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例 秋田市市民サービスセンター条例(平成20年秋田市条例第38号)の一部 を次のように改正する。

Γ		Γ.	
-	無料	'	無料
	2,090円		2,460円
	4,190円		4,930円
	無料		無料
	1,570円		1,850円
	4,190円		4,930円
	無料		無料
	540円		640円

	1	l	I	ı
	1,070円		1,260円	
叫丰出	910円	<b>+</b> ,	1,070円	17 34 み 7
別表中		を		に改める。
	3,180円		3,740円	
	11,380円		13,390円	
	無料		無料	
	210円		250円	
	410円		480円	
	11011		100/1	
	000 0		000 111	
	830円		980円	
	1,250円		1,470円	



附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公 布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第49号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例 秋田市河辺総合福祉交流センター条例(平成16年秋田市条例第85号)の 一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることが できる。

第3条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、市民が保健福祉活動又は地域福祉活動に 使用する場合(営利を目的とする場合を除く。)の同項の使用料は、無 料とする。

別表を次のように改める。

### 別表 (第3条関係)

		使,	用料
	区分	単位	金額
施設	三世代交流ホール	1室1時間に	3,310円
	高齢者カルチャールーム	つき	800円
	調理実習室		610円
	健康学習室		550円
附属設備	音響設備(マイクを除く。)	1設備1時間	3,430円
		につき	

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の 施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、 同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付す べき使用料については、なお従前の例による。

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例

(秋田市市民農園条例の一部改正)

第1条 秋田市市民農園条例 (平成16年秋田市条例第108号) の一部を次のように改正する。

別表第2中「105円」および「115円」を「130円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和体験学習交流施設条例 (平成16年秋田市条例第109 号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「200円」に、「370円」を「240円」に、「210円」を「100円」に、「250円」を「120円」に改める。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第3条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例 (昭和58年秋田市条例第 20号) の一部を次のように改正する。

別表中「1,079円」を「1,618円」に、「1,184円」を「1,776円」に、「534円」を「801円」に、「639円」を「958円」に、「754円」を「1,131円」に、「210円」を「315円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「550円」を「825円」に、「5,500円」を「8,250円」に改める。

(秋田市勤労者体育センター条例の一部改正)

第4条 秋田市勤労者体育センター条例(昭和62年秋田市条例第5号)の 一部を次のように改正する。

別表中「1,571円」を「2,356円」に、「786円」を「1,178円」に、「105円」を「157円」に改める。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市勤労者総合福祉センター条例 (平成16年秋田市条例第13 号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表多目的ホールの項中「27,500円」を「22,874円」に改め、同表第1リハーサル室の項中「2,200円」を「2,591円」に改め、同表第2リハーサル室の項中「2,200円」を「3,300円」に改め、同表第1会議室の項中「6,600円」を「9,900円」に改め、同表第2会議室の項中「6,600円」を「3,638円」に改め、同表第3会議室の項中「6,600円」を「5,732円」に改め、同項の次に次のように加える。

第4会議室	6,228円	6,228円	6,228円
-------	--------	--------	--------

別表の1の表和室文化教室の項中「4,400円」を「2,425円」に改め、同表茶室の項中「4,400円」を「2,200円」に改め、同表和室サークル室第1の項および和室サークル室第2の項中「2,200円」を「1,323円」に改め、同表サークル室の項中「2,200円」を「2,866円」に改め、同表視聴覚室の項中「6,600円」を「5,181円」に改め、同表調理実習室の項中「6,600円」を「5,898円」に改める。

別表の2の表中「8,800円」を「13,200円」に、「4,400円」を「6,600円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「660円」を「990円」に改める。

(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正)

第6条 秋田市リフレッシュガーデン条例 (平成20年秋田市条例第41号) の一部を次のように改正する。

別表中「1,630円」を「2,445円」に、「2,640円」を「3,455円」に、「20,370円」を「29,340円」に、「50,920円」を「73,350円」に改める。 (秋田市農山村地域活性化センター条例の一部改正)

第7条 秋田市農山村地域活性化センター条例 (平成30年秋田市条例第49 号)の一部を次のように改正する。

別表中「138円」を「207円」に、「163円」を「244円」に、「205円」を「307円」に、「162円」を「243円」に、「405円」を「607円」

に改め、同表の備考の1中「82円」を「123円」に、「92円」を「138円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市市民農園条例および第2条の規定による改正後の秋田市雄和体験学習交流施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条から第5条までおよび第7条の規定による改正後の秋田市中高年齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市農山村地域活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例(令和5年秋田市条例第36号)による改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。)および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

### 秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第51号

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例 秋田市太平山スキー場条例(昭和51年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

Г		ı			
I	210円	'	315円		
	105円		157円		
	157円		235円		
	2,095円		3,142円		
	1,257円		1,885円		
	1,048円		1,572円		
	629円		943円		
	1,571円		2,356円		
	943円		1,414円		
	20,952円		31,428円		
別表中	12,571円	を	18,856円	に改め、	同表の備考の
	10,476円		15,714円		
	6,286円		9,429円		
	15,714円		23,571円		
	9,429円		14, 143円		
		1			

1,886円	2,829円
943円	1,414円
1,414円	2,121円

1中「2,100円」を「3,150円」に、「1,050円」を「1,570円」に、「1,570円」を「2,350円」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例 (昭和39年秋田市条例第35号) の一部を次のように 改正する。

別表第1のウの表中「210円」を「310円」に、「430円」を「640円」に 改める。

別表第2を次のように改める。 別表第2(第8条、第9条関係)

	有料公園			使	月	月	料			
公園	施設の種									
名	類又は名		区	分		単位	金	額	備	考
70	称									
千	千秋公園	最初	の30分ま	で		1 台		100円	使 用	期間
秋	有料駐車	30分	を超える	30分まて	ごと	につ		100円	は、名	事年 4
公	場	に				き			月 1 日	目から
園									11月3	0日ま
									でとす	ける。
	久保田城	個人	一般			1 人		150円	団体係	恵用と
	御隅櫓	使用	高校生以	人下		1 回		無料	は、2	0人以
		団体	一般			につ		120円	上のほ	団体で
		使用	高校生以	人下		き		無料	使用す	ける場
									合をい	ヽぅ。

	佐竹史料	個人	一般			1人	100円	団体使用と
	館	使用	高校生具	以下		1 回	無料	は、20人以
		団体	一般			につ	80円	上の団体で
		使用	高校生」	以下		き	無料	使用する場
								合をいう。
		年間	吏用			1 人	210円	年間使用と
						1 年		は、使用料
						間に		を納付した
						つき		日から起算
								して1年間
								の使用をい
								う。
								年間使用の
								使用料を納
								付した者の
								当該年間使
								用の期間に
								係る久保田
								城御隅櫓の
								使用料は、
								無料とす
								る。
八	陸上競技	貸切	入場料	アマチ	一般	1 時	11,620円	
橋	場	使用	を徴収	ュアス	高校生	間に	無料(大	
運			する場	ポーツ	以下	つき	会、講習	
動			合	に使用			会等に使	
公				する場			用すると	
園				合			き、又は	
							市民以外	

R					
さは、					の者が使
T					用すると
アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用する場合       100人分 に 相 当 する 額 (233,070 円に満たない 場合 。)         入場料 アマス しない ポーツ しない ポーク も しない ポーク も も 合       1時 5,800円 無料(大 会、 講習 会等に使 用すると き、民以外 の者がると きは、 1,870円)         アマス しない ポーク は た も きは、 1,870円)       1時 会等の円 のき も きは、 1,870円)         アマチ ュアス       29,070円					きは、
A					5,810円)
ポーツ 以外に 使用する場合 大場料 を徴収 コアマチ しない 場合 に使用 する場 合 大きでしない 場合 に使用 する場 合 では、 233,070 円に満た ないい。 233,070 円とする。) 一般 高校生 りない。 は、 233,070 円とする。) 無料(大 会等に使 用すると きは、 1,870円) アマチ コアス コアス コアス コアス はた カーの カーの カーの カーの カーの カーの カーの カーの カーの カーの		アマチ		1 日	最高入場
以外に 使用する場合 に相当 する額 (233,070 円に満たない場合は、 233,070 円とする。) 入場料 アマチー般 1時 5,800円 圏に 無料(大 つき会等に使 用するときに使用するときに使用するときは、 1,870円) 29,070円		ュアス		につ	料の額の
使用する場合		ポーツ		き	100人分
る場合       (233,070 円に満たない場合は、233,070円とする。)         入場料 アマチ 一般 1時 5,800円を徴収 ユアス 高校生 間に  無料 (大しない ポーツ 以下  つき 会、講習 会等に使用する場合  らき、又は 市民以外の者が使用するとき は、1,870円)         アマチ ユアス       29,070円		以外に			に相当
円に満たない場合は、233,070円とする。)   入場料 アマチ   一般		使用す			する額
大場料       アマチ (大しない ポーツ 以下 おる場合)         場合       で使用 する場合)         で使用 する場合       で使用 するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,870円)         アマチ (コアス)       ファス (コアス)		る場合			(233, 070
A       会は、233,070円とする。)         大場料 アマチ 一般 200円を徴収 コアス 高校生 間に 無料(大しないポーツ以下 つき 会等に使用する場合 に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,870円)         アマチ コアス       29,070円					円に満た
233,070   円 と する。)   入場料 アマチ 一般 1 時 5,800円を徴収 ユアス 高校生 間に 無料 (大しない ポーツ 以下 つき 会、講習会等に使用する場合 に使用する場合 に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,870円)アマチュアス   29,070円					ない場
入場料アマチー般 る。)1時 5,800円を徴収 立アス 高校生 同校生 間に 無料 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 1,870円) 29,070円					合は、
入場料 アマチ 一般 1時 5,800円を徴収 ユアス 高校生 間に 無料 (大しない ポーツ 以下 つき 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると き は、 1,870円) アマチュアス 29,070円					233,070
入場料アマチ を徴収 コアス コアス 高校生 しない 場合1時 高校生 間に 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 1,870円)アマチ コアス29,070円					円とす
を徴収       ユアス       高校生       間に       無料(大         しない       ポーツ       以下       つき       会、講習         会等に使用すると       市民以外の者が使用するときは、1,870円)         アマチュアス       ユアス       29,070円					る。)
しない ポーツ 以下   つき   会、講習   会等に使用する場合   日本の   日	入場料	アマチ	一般	1 時	5,800円
場合 に使用 する場合 こで使用 する場合 さ、又は 市民以外 の者が使 用すると き は、 1,870円) アマチ ュアス 29,070円	を徴収	ュアス	高校生	間に	無料(大
する場合 合用するとき、又は 市民以外 の者が使 用するときは、 1,870円) アマチュアス	しない	ポーツ	以下	つき	会、講習
合 き、又は 市民以外 の者が使 用すると き は、 1,870円) アマチ ュアス 29,070円	場合	に使用			会等に使
市民以外 の者が使 用すると き は、 1,870円) アマチ ュアス		する場			用すると
の者が使用するときは、 1,870円) アマチュアス		合			き、又は
用すると き は、 1,870円) アマチ ュアス					市民以外
きは、 1,870円) アマチ ュアス					の者が使
フマチ ュアス 1,870円) 29,070円					用すると
アマチ ュアス 29,070円					きは、
ュアス					1,870円)
		アマチ			29,070円
ポーツ		ュアス			
		ポーツ			

			以外に 使用す る場合				
個	]人	一般			1 人	460円	
使	き用 7	高校生具	以下		1 日	無料 (市	
					につ	民以外の	
					き	者が使用	
						するとき	
						は、230	
						円)	
	-	一般			1 人	7,840円	
	7	高校生员	以下		1年	無料 (市	
					につ	民以外の	
					き	者が使用	
						するとき	
						は、3,920	
						円)	
会	議室				1室	210円	冷暖房設備
役	と 員 室	(大)			1 時	210円	を使用する
					間に		場合は、1
					つき		時間につき
							280円を加
							算する。
役	と 員 室	(小)				150円	冷暖房設備
							を使用する
							場合は、1
							時間につき
							180円を加
		,					算する。
陸上競技貸	切り	入場料	アマチ	ュアス	1 時	4,580円	

場大型映	使用	を徴収	ポーツ	に使用	間に		
像装置		する場	する場合	合	つき		
		合	アマチ	ュアス		9,160円	
			ポーツ	以外に			
			使用する	る場合			
		入場料	アマチ	ュアス		2,290円	
		を徴収	ポーツ	に使用			
		しない	する場合	合			
		場合	アマチ	ュアス		4,580円	
			ポーツ	以外に			
			使用す	る場合			
陸上競技	貸切	入場料	アマチ	全点灯	1 時	20,880円	
場夜間照	使用	を徴収	ュアス	全点灯	間に	10,440円	
明設備		する場	ポーツ	の2分	つき		
		合	に使用	の1点			
			する場	灯	-		
			合	全点灯		5,210円	
				の 4 分			
				の1点			
				灯	-		
			アマチ		-	41,750円	
				全点灯		20,880円	
				の2分			
			以外に				
			使用する			10 440 🖽	
			る場合	全点灯		10,440円	
				の 4 分			
				の 1 点 灯			
		7 指制	アマチ			10,440円	

1							
		を徴収	ュアス	全点灯		5,210円	
		しない	ポーツ	の2分			
		場合	に使用	の1点			
			する場	灯			
			合	全点灯		2,600円	
				の 4 分			
				の1点			
				灯			
			アマチ	全点灯		20,880円	
			ュアス	全点灯		10,440円	
			ポーツ	の2分			
			以外に	の1点			
			使用す	灯			
			る場合	全点灯		5,210円	
				の 4 分			
				の1点			
				灯			
硬式野球	貸切	入場料	アマチ	一般	1 時	7,210円	会議室の使
場	使用	を徴収	ュアス	高校生	間に	無料(大	用(冷暖房
		する場	ポーツ	以下	つき	会、講習	設備の使用
		合	に使用			会等に使	を含む。)
			する場			用すると	および放送
			合			き、又は	設備の使用
						市民以外	を含む。
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						3,600円)	
			アマチ		1 日	最高入場	

	ュアス		につ	料の額の	
	ポーツ		き	100人分	
	以外に			に相当す	
	使用す			る額(そ	
	る場合			の額が	
				161,850	
				円に満た	
				ない場	
				合は、	
				161,850	
				円とす	
				る。)	
入場料	アマチ	一般	1 時	2,350円	
を徴収	ュアス	高校生	間に	無料(大	
しない	ポーツ	以下	つき	会、講習	
場合	に使用			会等に使	
	する場			用すると	
	合			き、又は	
				市民以外	
				の者が使	
				用すると	
				きは、	
				780円)	
	アマチ			7,210円	
	ュアス				
	ポーツ				
	以外に				
	使用す				
	る場合				
会議室			1室	160円	冷暖房設備

	Ì				1 時		を使用する
					間に		場合は、1
					つき		時間につ
							き、冷房設
							備にあって
							は50円、暖
							房設備にあ
							っては70円
							を加算す
							る。
相撲場	貸切	アマチ、	ュアス	一般	1 時	220円	
	使用	ポーツし	に使用	高校生	間に	無料(大	
		する場合	合	以下	つき	会、講習	
						会等に使	
						用すると	
						き、又は	
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						220円)	
		アマチ、	ュアスポ	ピーツ以		1,090円	
		外に使り	用する場	合			
球技場	貸切	入場料	アマチ	一般	1 時	11,770円	会議研修室
	使用	を徴収	ュアス	高校生	間に	無料(大	および役員
		する場	ポーツ	以下	つき	会、講習	記録室の使
		合	に使用			会等に使	用(冷暖房
			する場			用すると	設備の使用
			合			き、又は	を含む。)
						市民以外	ならびにス

_							
						の者が使	コアボード
						用すると	の使用を含
						きは、	<b>む</b> 。
						5,800円)	
			アマチ		1 日	最高入場	夜間照明設
			ュアス		につ	料の額の	備を使用す
			ポーツ		き	100人分	る場合は、
			以外に			に相当す	1時間につ
			使用す			る額(そ	き2,090円
			る場合			の額が	を加算す
						235,710	る。
						円に満た	
						ない場	
						合は、	
						235,710	
						円とす	
						る。)	
		入場料	アマチ	一般	1 時	5,800円	
		を徴収	ュアス	高校生	間に	無料(大	
		しない	ポーツ	以下	つき	会、講習	
		場合	に使用			会等に使	
			する場			用すると	
			合			き、又は	
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						1,960円)	
			アマチ			29,380円	
!			ュアス				
			ユノヘ				

	ポーツ 以外に 使用す る場合 会議研修室 役員記録室	1 1 1 間 つ き	100円	冷を場けるは、おいのでは、おいのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ
第 2 球 技場		1時	930円	は50円、 房設備は70円 で加算 で加 の で の の の の の の の の の の の の の
场	使用高校生以下	間にき		る場合は、 1時間につ き1,040円 を加算す
テニ グリ スコ ーン ート サン ドコ	貸切     一般       使用     高校生以下		150円	

	- F					用すると	
						き、又は	
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、70	
						円)	
	砂入		入場料を	一般		610円	夜間照明設
	り人		徴収する	高校生以下		無料(大	備を使用す
	工芝		場合			会、講習	る場合は、
	コー					会等に使	1時間につ
	1					用すると	き270円を
						き、又は	加算する。
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						300円)	
			入場料を	一般		310円	
			徴収しな	高校生以下		無料(大	
			い場合			会、講習	
						会等に使	
						用すると	
						き、又は	
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						150円)	
多目	的グ	貸切	一般		1 時	610円	夜間照明設

						4		
	ラウ	ンン	ド	使用	高校生以下	間に	無料(大	備を使用す
						つき	会、講習	る場合は、
							会等に使	1時間につ
							用すると	き、全点灯
							き、又は	(グラウン
							市民以外	ド全体を照
							の者が使	明するため
							用すると	に、90灯を
							きは、	点灯するこ
							300円)	とをい
								う。) にあ
								っては
								1,670円、
								部分点灯
								(主にソフ
								トボール競
								技、陸上競
								技等に必要
								な範囲を照
								明するため
								に、48灯を
								点灯するこ
								とをい
								う。) にあ
								っては830
								円を加算す
								る。
叶	土崎	· 市	民	貸切	一般	1 時	610円	
Ш	グラ	ウ	ン	使用	高校生以下	間に	無料(大	

町	ド	İ		2	き	会、講習	
街						会等に使	
区						用すると	
公						き、又は	
園						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						300円)	
	土崎市民	全点	灯			1,460円	全点灯と
	グラウン						は、グラウ
	ド夜間照						ンド全体を
	明設備						照明するた
							めに、60灯
							を点灯する
							ことをい
							う。
		部分。	点灯		•	1,040円	部分点灯と
							は、主に野
							球競技に必
							要な範囲を
							照明するた
							めに、44灯
							を点灯する
							ことをい
							う。
雄	野球場	貸切	一般	1 ī	面	610円	
物		使用	高校生以下	1 -	诗	無料(大	
Ш				間(	に	会、講習	
河				2	き	会等に使	

Ш							用すると	
緑							き、又は	
地							市民以外	
							の者が使	
							用すると	
							きは、	
							300円)	
	テニスコ	貸切	一般			1 面	150円	
	<b>→</b>	使用	高校生以	下		1 時	無料(大	
						間に	会、講習	
						つき	会等に使	
							用すると	
							き、又は	
							市民以外	
							の者が使	
							用すると	
							きは、70	
							円)	
	国指定重	個人	一般			1人	150円	団体使用と
つ	要文化財	使用	高校生以一	下		1回	無料	は、20人以
森	旧黒澤家	団体	一般			につ	120円	上の団体で
公	住宅	使用	高校生以	下		き	無料	使用する場
園				T	T			合をいう。
	コミュニ	貸切	市民が体	全面	一般	1 時	780円	
	ティ体育	使用	育に使用		高校生	間に	無料(大	
	館(アリ	で入	すると		以下	つき	会、講習	
	ーナに限	場料	き。				会等に使	
	る。)	を徴					用すると	
		収し					き、又は	
		ない					市民以外	

	場合	Ī					の者が使	
							用すると	
							きは、	
							390円)	
				全面	一般		390円	
				の 2	高校生		無料(大	
				分の	以下		会、講習	
				1			会等に使	
							用すると	
							き、又は	
							市民以外	
							の者が使	
							用すると	
							きは、	
							190円)	
				全面	一般		190円	
				の4	高校生		無料(大	
				分の	以下		会、講習	
				1			会等に使	
							用すると	
							き、又は	
							市民以外	
							の者が使	
							用すると	
							きは、90	
							円)	
		市民.	以外	全面			1,090円	
		の者に	が体	全面	か 2 分		540円	
i						1		
		育に	使用	の 1				

			き。	の	1			
			体育以外	全直	 面		2,350円	-
			に使用す					
			るとき。					
		貸切	体育に使	全直	 面		2,040円	-
		使用	用すると					
		で入	き。					
		場料	体育以外	全直	面		7,060円	1
		を徴	に使用す					
		収す	るとき。					
		る場						
		合						
		貸切	使用で営	全ī	面		16,970円	
		利を	目的とす					
		る場合	合					
		照明詞	設備				530円	
1							·	
	テニスコ					1 面	310円	
	テニスコ	貸切		下		1 面 1 時		
		貸切	一般	下			310円	
		貸切	一般	下		1 時	310円無料(大	
		貸切	一般	下		1時 間に	310円 無料 (大 会、講習	
		貸切	一般	ド		1時 間に	310円 無料 (大 会、講習 会等に使	
		貸切	一般	ド		1時 間に	310円 無料 (大 会、講習 会等に使 用すると	
		貸切	一般	ド		1時 間に	310円 無料 (大 会、講習 会等に使 用すると き、又は	
		貸切	一般	下		1時 間に	310円無会会用き市の用は、いまれ、のでは、おいまれ、のでは、は、は、ののでは、は、ないがいできます。	
		貸切	一般	下		1時 間に	310円無会会用き市の用き は 講にる又以がるは はんは外使と、	
	→ ト	貸 使用	一般 高校生以 <sup>-</sup>	下		1 間 つ	310円無会会用き市の用き は の用きは (150円)	
		貸 使     切 用     人	一般	下	午前使用	1 間 つ 1 人	310円無会会用き市の用きする又以がるは、150円 220円	1
	→ ト	貸 使用	一般 高校生以 <sup>-</sup>	下	午後間使用用	1 間 つ   1 に     け に き   人 つ	310円 無く等す、は は は は は は は は は は は は り 220円 220円	1

	I	l I	ı	İ	ı
	高校生以下	午前使用		無料(市	までの使用
				民以外の	をいう。
				者が使用	
				するとき	午後使用と
				は、70	は、正午か
				円)	ら午後5時
		午後使用		無料(市	までの使用
				民以外の	をいう。
				者が使用	
				するとき	夜間使用と
				は、70	は、午後5
				円)	時から午後
		夜間使用		無料(市	9時までの
				民以外の	使用をい
				者が使用	う。
				するとき	
				は、70	1日使用と
				円)	は、午前9
貸切	使用者が主	1日使用		無料(大	時から午後
使用	として小学			会、講習	5 時までの
	生、中学生			会等に使	使用をい
	および高校			用すると	う。
	生のために			き、又は	
	使用する場			市民以外	
	合			の者が使	
				用すると	
				きは、	
				1,240円)	
		午前使用		無料(大	

1	,	1	,	i	۸ ا	
					会、講習	
					会等に使	
					用すると	
					き、又は	
					市民以外	
					の者が使	
					用すると	
					きは、	
					460円)	
			午後使用		無料(大	
					会、講習	
					会等に使	
					用すると	
					き、又は	
					市民以外	
					の者が使	
					用すると	
					きは、	
					780円)	
			夜間使用		無料(大	
					会、講習	
					会等に使	
					用すると	
					き、又は	
					市民以外	
					の者が使	
					用すると	
					きは、	
					620円)	
		使用者が主	1日使用		3,760円	

ı	1	İ	1				
			として小学	午前使用		1,410円	
			生、中学生	午後使用		2,350円	
			および高校	夜間使用		1,880円	
			生以外の者				
			のために使				
			用する場合				
光	屋内多目	貸切	一般		半面	460円	照明設備を
沼	的運動場	使用	高校生以下		1 時	無料(大	使用する場
近					間に	会、講習	合は、半面
隣					つき	会等に使	1時間につ
公						用すると	き240円を
園						き、又は	加算する。
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						230円)	
	テニスコ	貸切	一般		1 面	310円	
	<b>-</b> ⊦	使用	高校生以下		1 時	無料(大	
					間に	会、講習	
					つき	会等に使	
						用すると	
						き、又は	
						市民以外	
						の者が使	
						用すると	
						きは、	
						150円)	
北	アリーナ	貸切	入場料を徴	一般	半面	2,820円	
I	l	l	l	l	ļ		

野		使用	収	する	5 場合	高校生以	1 時	無料(大	
田						下	間に	会、講習	
公							つき	会等に使	
園								用すると	
								き、又は	
								市民以外	
								の者が使	
								用すると	
								きは、	
								1,410円)	
			入	場半	斗を徴	一般		1,410円	
			収	した	い場	高校生以		無料(大	
			合			下		会、講習	
								会等に使	
								用すると	
								き、又は	
								市民以外	
								の者が使	
								用すると	
								きは、	
								700円)	
	テニスコ		入	場米	斗を徴	一般	1 面	1,360円	
	<b>→</b>		収	する	易場合	高校生以	1 時	無料(大	
						下	間に	会、講習	
							つき	会等に使	
								用すると	
								き、又は	
								市民以外	
								の者が使	
								用すると	

	入場料を徴収合		き 680円 無会会用き市の用きる (	
			用すると	
A 776			340円)	
会議室		1室	150円	冷暖房設備
		1 時		を使用する
		間に		場合は、1
		つき		時間につ
				き、冷房設
				備にあって
				は210円、
				暖房設備に
				あっては
				230円を加
				算する。
北野田公アリ	ーナ照明設備	全点	120円	
園照明設		灯の		
備		5 分		
		の 1		
		点灯		
		1 時		

				間に		
				つき		
		テニ	スコート照明設備	1 面	190円	1面点灯と
				点灯		は、テニス
				1 時		コート1面
				間に		を照明する
				つき		ために8灯
						を点灯する
						ことをい
						う。
御	野球場	貸切	一般	1 面	610円	
所		使用	高校生以下	1 時	無料(大	
野				間に	会、講習	
近				つき	会等に使	
隣					用すると	
公					き、又は	
園					市民以外	
					の者が使	
					用すると	
					きは、	
					300円)	
	テニスコ	貸切	一般	1 面	150円	
	<b>-</b> ⊦	使用	高校生以下	1 時	無料(大	
				間に	会、講習	
				つき	会等に使	
					用すると	
					き、又は	
					市民以外	
					の者が使	
					用すると	

					きは、70	
					円)	
御	テニスコ	貸切	一般	1 面	150円	
所	<b>→</b>	使用	高校生以下	1 時	無料(大	
野				間に	会、講習	
総				つき	会等に使	
合					用すると	
公					き、又は	
園					市民以外	
					の者が使	
					用すると	
					きは、70	
					円)	
秋	テニスコ	貸切	一般	1 面	310円	
操	<b>→</b>	使用	高校生以下	1 時	無料(大	
近				間に	会、講習	
隣				つき	会等に使	
公					用すると	
園					き、又は	
					市民以外	
					の者が使	
					用すると	
					きは、	
					150円)	

Г			. г.
ı	534円	宿泊利用と	1
	1,079円	は、午後1	
	2,158円	時から翌日	
	2,158円	の午前10時	
	4,316円	(2日以上	

801円	宿泊利用と
1,618円	は、午後1
3,237円	時から翌日
3,237円	の午前10時
6,474円	(2日以上

4,191円	連続して宿		6,286円	連続して宿	
6,286円	泊する場合		9,429円	泊する場合	
11,524円	における最		17,286円	における最	
13,619円	終日以外の		20,428円	終日以外の	
	目にあって			目にあって	
	は、午後1			は、午後1	
	時) までの			時) までの	
	利用をい			利用をい	
	い、日帰り			い、日帰り	
	利用とは、			利用とは、	
	午前10時か			午前10時か	
	ら午後4時			ら午後4時	
	までの利用			までの利用	
	をいう。			をいう。	
216円	夜間照明設		310円	夜間照明設	
108円	備を利用す		150円	備を利用す	
	る場合は、			る場合は、	
	1時間につ			1時間につ	
	き580円を			き580円を	
	加算する。			加算する。	
314円			471円		
157円			235円		
524円	団体利用と		786円	団体利用と	
8,382円	は、15人以		18,864円	は、15人以	
419円	上の団体で		628円	上の団体で	
6,286円	利用する場		15,072円	利用する場	
314円	合をいう。	を	471円	合をいう。	に
4,191円			11,304円		
471円	回数券(11		706円	回数券(11	
367円	枚つづり)		550円	枚つづり)	

- 55 -

別表第3中

262円	は、一般		393円	は、一般
	5,240円、			7,860円、
	中学生およ			中学生およ
	び高校生			び高校生
	4,190円、			6,280円、
	小学生以下			小学生以下
	3,140円と			4,710円と
	する。			する。
	3歳未満の			3歳未満の
	者の利用料			者の利用料
	金は、無料			金は、無料
	とする。			とする。
3,038円	宿泊利用と		4,557円	宿泊利用と
2,410円	は、午後4		3,615円	は、午後4
	時から翌日			時から翌日
	の午前9時			の午前9時
	(2目以上			(2目以上
	連続して宿			連続して宿
	泊する場合			泊する場合
	における最			における最
	終日以外の			終日以外の
	日にあって			日にあって
	は、午後4			は、午後4
	時) までの			時) までの
	利用をい			利用をい
	い、入浴利			い、入浴利
	用を含む。			用を含む。
		_		

改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市都市公園条例別表第1および別表第2の規定は、この 条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について 適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前 に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の秋田市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日 以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日 前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべ き利用料金については、なお従前の例による。

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例 の一部を改正する条例

(秋田市立学校使用料条例の一部改正)

第1条 秋田市立学校使用料条例(昭和23年秋田市条例第38号)の一部を 次のように改正する。

別表の1の表中「430円」を「640円」に、「100円」を「150円」に、「210円」を「310円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山自然学習センター条例 (平成15年秋田市条例第10号) の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「2,200円」を「2,600円」に、「1,100円」を「1,300円」に改め、同表テントサイトの項中「1,200円」を「1,800円」に改め、同表浴室の項中「100円」を「150円」に改め、同表の備考の3中「300円」を「340円」に、「150円」を「170円」に改め、同表の備考の6中「100円」を「110円」に改め、別表の2の表中

Γ		Г		
'	800円	ı	1,200円	
	600円		900円	
	1,200円	を	1,800円	に改める。
	500円		750円	
	300円		450円	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市立学校使用料条例および第2条の 規定による改正後の秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この 条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について 適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前 に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条中「、株式会社のうち」および「の4分の1以上」を削り、「もので」を「株式会社で」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条の 規定は、この条例の施行の日以後に公益的法人等への一般職の地方公務 員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の任命権 者の要請に応じて退職した者について適用する。 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年秋田市条例第56号)の一 部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7	市長	結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務で
		あって規則で定めるもの

別表第2の15の項を次のように改める。

15	市長	結婚に伴う生活の支援に係る補	地方税関係情報であって
		助金の交付に関する事務であっ	規則で定めるもの
		て規則で定めるもの	

附則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保 険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に 規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被 保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期

間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した被保険者 均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあって は、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被 保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の6の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第19条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の氏名、住所および生年月日
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所および生年月日
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添 えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項 各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべ き事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略 させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るものおよび令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るものおよび令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の117.5」を「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に改め、同条第3項中「、「100分の65」を「「100分の65」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合に おいては100分の97.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」 に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合にお いては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」に改め る。

別表第1および別表第2を次のように改める。

## 別表第1 行政職給料表(第3条関係)

## ア 行政職給料表(1)

職員	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級
の区分		給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料
	号 俸	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
			円		円		円		円		円		円		円		円
定年前再	1	163,	032	209,	196	242,	285	273,	161	297,	098	324,	957	367,	601	412,	659
任用	2	164,	138	210,	905	243,	793	274,	770	299,	210	327,	170	370,	216	415,	073
短時	3	165,	345	212,	615	245,	201	276,	279	301,	222	329,	383	372,	630	417,	587
間勤務職	4	166,	451	214,	124	246,	609	277,	888	303,	133	331,	394	375,	044	420,	001
員お	5	167,	557	215,	632	247,	816	279,	397	304,	943	333,	406	376,	955	421,	912
よび   任期	6	168,	664	217,	443	249,	426	281,	107	306,	753	335,	417	379,	469	424,	024
付職	7	169,	770	219,	152	250,	934	282,	917	308,	362	337,	328	381,	782	426,	136
員以   外の	8	170,	876	220,	862	252,	342	284,	727	309,	972	339,	239	384,	297	428,	348
職員	9	171,	882	222,	371	253,	449	286,	437	311,	581	341,	150	386,	710	430,	259
	10	173,	290	223,	879	254,	857	288,	348	313,	794	343,	161	389,	325	432,	371
	11	174,	598	225,	388	256,	365	290,	158	316,	006	345,	173	391,	940	434,	484
	12	175,	905	226,	897	257,	673	291,	969	318,	018	347,	184	394,	555	436,	394
	13	177,	112	228,	104	258,	980	293,	779	320,	029	348,	995	396,	868	438,	104
	14	178,	621	229,	512	260,	187	295,	388	322,	041	351,	006	399,	182	439,	915
	15	180,	129	230,	920	261,	394	296,	796	323,	952	352,	917	401,	394	441,	825
	16	181,	739	232,	328	262,	601	298,	204	325,	863	354,	828	403,	708	443,	736
	17	182,	845	233,	736	263,	808	299,	713	327,	773	356,	538	405,	518	445,	547
	18			235,													
	19			236,													
	20	· ·		238,		ĺ						,		,		ŕ	
	21			239,								-					
	22	ŕ		241,		ĺ								,		,	
	23			242,													
	24			243,													
	25			245,													
	26			246,													
	27			247,								-					
	28			249,								-					
	29			250,													
	30			251,													
	31			252,													
	32	207,	787	252,	946	286,	437	328,	276	355,	532	384,	297	429,	857	465,	561

```
209, 196 253, 851 287, 543 329, 483 357, 342 386, 006 431, 064 466, 265
33
     210, 503 254, 756 289, 153 331, 495 359, 153 387, 414 432, 371 467, 070
34
     211, 810 255, 561 290, 661 333, 406 360, 863 388, 822 433, 679 467, 774
35
36
     213, 118 256, 365 292, 170 335, 417 362, 572 390, 231 434, 886 468, 377
37
     214, 425 257, 069 293, 578 337, 328 363, 980 391, 639 436, 093 468, 880
38
     215, 632 258, 176 295, 187 339, 239 365, 288 392, 845 436, 897 469, 484
39
     216, 839 259, 382 296, 796 341, 150 366, 595 394, 052 437, 702 470, 087
40
     217, 946 260, 489 298, 406 343, 061 368, 003 395, 058 438, 507 470, 691
41
     219, 052 261, 696 299, 914 344, 871 369, 110 396, 164 439, 110 471, 193
42
     220, 158 262, 903 301, 523 346, 782 370, 015 397, 371 439, 814 471, 696
43
     221, 164 264, 009 303, 032 348, 592 371, 021 398, 478
                                                           440, 518 472, 099
     222, 170 265, 115
                       304, 541 350, 403 372, 127 399, 584
                                                           441, 222 472, 400
44
     223, 075 266, 222 306, 150 351, 911 372, 932 400, 288 442, 027 472, 702
45
46
     223, 980 267, 328 307, 759 353, 319 373, 837 400, 992 442, 831
47
     224, 885 268, 434 309, 368 354, 728 374, 742 401, 696 443, 234
48
     225, 790 269, 440 310, 877 356, 236 375, 547 402, 400 443, 938
49
     226, 696 270, 446 311, 782 357, 745 376, 351 403, 004 444, 440
50
     227, 601 271, 451 313, 291 358, 549 377, 156 403, 607 444, 843
51
     228, 506 272, 457
                       314, 799 359, 555 377, 960 404, 110
                                                           445, 245
52
     229, 411 273, 362 316, 408 360, 561 378, 664 404, 512 445, 647
53
     230, 216 274, 268 318, 018 361, 466 379, 368 404, 914 446, 050
     231, 121 275, 173 319, 627 362, 572 380, 072 405, 216 446, 452
54
55
     232, 026 276, 078 321, 135 363, 478 380, 776 405, 518 446, 854
56
     232, 831 276, 983 322, 644 364, 483 381, 480 405, 820 447, 156
57
     233, 132 277, 888 324, 052 365, 388 381, 983 406, 121 447, 458
     233, 937 278, 793 325, 259 366, 093 382, 587 406, 423
58
                                                           447, 860
59
     234, 641 279, 699 326, 365 366, 797 383, 190 406, 725 448, 162
60
     235, 244 280, 604 327, 472 367, 400 383, 894 407, 027 448, 463
61
     235, 848 281, 610 328, 176 367, 802 384, 297 407, 328 448, 765
62
     236, 552 282, 615 329, 081 368, 406 385, 001 407, 630
63
     237, 155 283, 520 329, 886 369, 110 385, 604 407, 932
64
     237, 658 284, 426 330, 690 369, 814 386, 208 408, 233
     238, 161 284, 928 331, 495 370, 116 386, 610 408, 535
65
66
     238, 664 285, 633 331, 897 370, 820 387, 213 408, 837
67
     239, 167 286, 337 332, 500 371, 524 387, 817 409, 139
68
     239, 770 287, 242 333, 204 372, 127 388, 420 409, 440
69
     240, 273 288, 247 334, 009 372, 429 388, 822 409, 641
70
     240, 776 289, 052 334, 713 373, 032 389, 325 409, 943
     241, 279 289, 857 335, 417 373, 736 389, 828 410, 245
71
```

72	241, 782 290, 661 336, 021 374, 340 390, 432 410, 446	
73	242, 285 291, 365 336, 523 374, 641 390, 733 410, 647	
74	242, 788 291, 868 337, 127 375, 245 391, 136 410, 949	
75	243, 190 292, 270 337, 630 375, 949 391, 538 411, 251	
76	243, 693 292, 673 338, 233 376, 552 391, 940 411, 452	
77	244, 196 292, 874 338, 535 376, 955 392, 242 411, 653	
78	244, 698 293, 176 339, 038 377, 457 392, 544 411, 955	
79	245, 201 293, 377 339, 440 378, 061 392, 845 412, 256	
80	245, 704 293, 679 339, 842 378, 564 393, 047 412, 458	
81	246, 107 293, 880 340, 245 379, 067 393, 248 412, 659	
82	246, 609 294, 081 340, 748 379, 670 393, 549 412, 960	
83	247, 012 294, 383 341, 250 380, 173 393, 851 413, 262	
84	247, 414 294, 584 341, 753 380, 475 394, 052 413, 463	
85	247, 816 294, 885 342, 055 380, 877 394, 254 413, 664	
86	248, 219 295, 187 342, 457 381, 380 394, 555	
87	248, 621 295, 489 342, 960 381, 782 394, 857	
88	249, 023 295, 791 343, 363 382, 185 395, 058	
89	249, 426 296, 092 343, 664 382, 587 395, 259	
90	249, 928 296, 495 344, 067 383, 090 395, 561	
91	250, 230 296, 796 344, 569 383, 492 395, 863	
92	250, 532 297, 199 344, 972 383, 894 396, 064	
93	250, 834 297, 400 345, 173 384, 196 396, 265	
94	297, 601 345, 575	
95	297, 903 346, 078	
96	298, 305 346, 480	
97	298, 506 346, 682	
98	298, 808 347, 084	
99	299, 210 347, 486	
100	299, 612 347, 788	
101	299, 814 348, 090	
102	300, 115 348, 492	
103	300, 518 348, 894	
104	300, 819 349, 296	
105	301, 020 349, 799	
106	301, 322 350, 202	
107	301, 725 350, 604	
108	302, 026 351, 006	
109	302, 227 351, 509	
110	302, 630 351, 911	

1	د د د	ı		امدا		l	الالا	Ī	1		1	1		Ī	1	Ī	ı
	111					352,											
	112					352,											
	113			303,	535	353,	018										
	114			303,	736												
	115			304,	038												
	116			304,	440												
	117			304,	641												
	118			304,	842												
	119			305,	144												
	120			305,	446												
	121			305,	848												
	122			306,	049												
	123			306,	351												
	124			306,	653												
	125			306,	954												
定年		基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準
前再任用		給料	月額	給料	·月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	·月額	給料	月額	給料	月額
短時			円		円		円		円		円		円		円		円
間勤 務職																	
傍啷		189,	785	217,	443	257,	673	277,	184	292,	371	318	, 018	360,	058	393,	449
任期		給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料	給	料
付職員		月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
只			円														
	1	171,	882														
	2	203,	563														

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級
区分	_	給料	給料	給 料
, ,,	号 俸	月額	月額	月額
定年前		円	円	円
再任用	1	264, 700	346, 600	406, 900
短時間	2 3	267, 200	349, 600	409, 600
勤務職		269, 600	352, 400	412, 100
製物域員およ	4	272, 000	355, 300	414, 700
び任期	5 6	274, 100	357, 800	417, 100
付職員	6	277, 600	360, 800	419, 100
以外の	7	281, 100	363, 800	420, 900
職員	8	284, 500	366, 600	422, 800
概貝	9	288, 100	368, 700	424, 600
	10	291, 600	371, 200	427, 300
	11	295, 200	373, 900	429, 800
	12	298, 700	376, 400	432, 200
	13	302, 200	379, 100	434, 400
	14	306, 100	382, 500	436, 900
	15	310,000	385, 500	438, 900
	16	313, 600	388, 800	441,000
	17	317, 200	391, 800	443, 000
	18	320, 700	394, 400	445, 200
	19	324, 200	396, 800	447, 400
	20	327, 700	399, 300	449, 500
	21	331, 300	401, 900	450, 900
	22	335, 000	403, 900	453, 300
	23	338, 400	405, 500	455, 600
	24	341, 700	407, 100	457, 800
	25	345, 000	408, 800	459, 800
	26	347, 500	411,000	462, 100
	27	350, 000	413, 100	464, 300
	28	352, 300	415, 100	466, 600
	29	354, 400	417, 200	468, 700
	30	356, 100	419, 300	470, 900
	31	357, 800	420, 900	473, 200
	32	359, 600	422, 600	475, 300
	33	361, 500	424, 500	477, 100
	34	363, 700	426, 000	479, 200
	35	365, 800	427, 800	481, 300
	36	367, 800	429, 600	483, 300
	37	369, 700	431, 500	485, 400
	38	371, 900	433, 500	487, 100
	39	374, 000	435, 300	488, 900
	40	376, 000	437, 200	490, 700
	41	378, 000	439, 000	492, 300
	42	378, 700	440, 700	494, 100
	43	379, 300		495, 900

	•			
	44	380, 000	444, 200	497, 500
	45	380, 900	446, 000	498, 900
	46	382, 200	447, 800	500, 600
	47	383, 500	449, 500	502, 400
	48	384, 800	451, 200	504, 100
	49	385, 600	452, 800	505, 600
	50	386, 400	454, 500	506, 900
	51	387, 200	456, 200	508, 200
	52	387, 700	457, 900	509, 500
	53	•		
	53	388, 500	459, 800	510, 500
		389, 300	461,000	511, 800
	55 56	390, 000	462, 200	513, 100
	56	390, 700	463, 400	514, 400
	57 50	391, 400	464, 400	515, 400
	58 <b>5</b> 8	392, 300	465, 400	516, 200
	59	393, 000	466, 300	517, 000
	60	393, 600	467, 100	517, 800
	61	394, 100	467, 900	518, 700
	62	394, 600	468, 600	519, 500
	63	395, 000	469, 300	520, 400
	64	395, 400	469, 900	521, 200
	65	395, 700	470,600	522, 100
	66		471, 300	523, 000
	67		471, 900	523, 700
	68		472, 500	524, 600
	69		472, 800	525, 500
	70		473, 400	526, 300
	71		474, 100	527, 200
	72		474, 800	528, 100
	73		475, 200	528, 900
	74		475, 800	529, 800
	75		476, 500	530, 700
	76		477, 200	531, 400
	77		477, 600	532, 200
	78		478, 200	533, 100
	79		478, 200	
			*	534, 000
	80		479, 300	534, 900
	81		479, 900	535, 700
	82		480, 400	536, 600
	83		480, 900	537, 500
	84		481, 400	538, 400
	85		481, 800	539, 200
	86		482, 400	540, 100
	87		482, 800	541,000
	88		483, 300	541, 900
	89		483, 800	542, 700
	90		484, 400	
	91		485, 000	
	92		485, 400	
	93		485, 900	
	94		486, 500	
	95		487, 100	
•	-	•	·	•

	96 97		487, 600 488, 100	
定年前 再任用 短時職		基 準 給料月額 円 297,300	基 準 給料月額 円 339,700	基 準 給料月額 円 394,300
任期付職員		給 料 月 額 円 302,200	給 月 額	給 月 額

## イ 医療職給料表(2)

	職	女丨		l	1		
職員の	の糸	1 1 17/7	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
区分		公 实	給料	給料	給料	給 料	給 料
	号 係	₩		月額	月 額	月額	月額
		—————————————————————————————————————	円	円 円	円 円	円 円	円
定年前	1	168, 161				, ,	
再任用	2	169, 569		I		290, 862	
短時間	3	170, 977	· ·	,		292, 874	
勤務職	4	172, 385	_ ′	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		294, 785	· · · · · ·
員およ	5	173, 693		,		296, 595	339, 943
び任期	6	175, 503		I		298, 607	· · · · · ·
付職員	7	177, 213	•	I		300, 417	343, 966
以外の	8	178, 822	_ ′			302, 328	
職員	9	180, 431		I	269, 339	•	
	10	182, 141				305, 748	
	11	183, 750	· ·			307, 256	•
	12	185, 661			271, 552	· ·	•
	13	187, 069				310, 575	•
	14	188, 879	_ ′	252, 845		•	
	15	190, 891				•	•
	16	192, 701				316, 308	· ·
	17	194, 612				318, 118	· ·
	18	195, 819				320, 029	· ·
	19	197, 328	_ ′		280, 000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	′
	20	198, 736	•				
	21	199, 943					370, 820
	22	201, 451	233, 032	261, 495		327, 472	372, 831
	23	202, 859	234, 138	262, 299		329, 282	374, 843
	24	204, 167	235, 244	263, 104	287, 946	331, 193	376, 854
	25	205, 776	236, 351	264, 009	289, 555	332, 903	378, 262
	26	206, 782	237, 558	265, 015	291, 064	334, 814	380, 072
	27	207, 888	238, 765	266, 020	292, 572	336, 725	381, 883
	28	208, 994	239, 871	267, 026	294, 181	338, 535	383, 593
	29	210, 201	240, 877	268, 233	295, 489	339, 842	385, 302
	30	211, 308			296, 997		•
	31	212, 414		I		· ·	
	32	213, 520	•	I		345, 173	•
	33	214, 928	•	I		346, 883	•
	34	216, 236					•
	35	217, 543		I		350, 503	· · · · · ·
	36	218, 750				352, 314	
	37	219, 756					
	38	220, 762	•			355, 633	
	39	221, 767				357, 242	
	40	222, 773				358, 851	399, 282
	41	223, 678		I		· ·	•
	42	224, 483		I		· ·	•
	43	225, 288	256, 063	287, 644	317, 112	362, 371	401, 696

44	226, 193	256, 868	288, 951	318, 621	363, 578	402, 501
45	227, 098	257, 673	290, 259	319, 526	364, 584	402, 903
46	228, 003	258, 880	291, 868	320, 934	365, 388	403, 506
47	228, 908	260, 086	293, 377	322, 443	366, 394	404, 009
48	229, 813	261, 193	294, 785	324, 052	367, 501	404, 412
49	230, 517	262, 500	295, 992	325, 460	368, 506	404, 814
50	231, 423	263, 808	297, 500	326, 768	369, 512	405, 116
51	232, 328	264, 914	298, 808	327, 975	370, 518	405, 417
52	233, 132	265, 920	300, 316	329, 181	371, 423	405, 719
53	233, 434	266, 926	301, 624	330, 187	372, 228	406, 021
54	234, 239	268, 032	303, 032	331, 193	373, 032	406, 323
55	234, 842	269, 138	304, 440	332, 199	373, 937	406, 624
56	235, 546	270, 245	305, 748	333, 104	374, 742	406, 926
57	236, 150	270, 949	306, 753	333, 607	375, 245	407, 228
58	236, 753	272, 055	307, 960	334, 512	376, 049	407, 529
59	237, 256	273, 161	309, 167	335, 317	376, 854	407, 831
60	237, 759	274, 066	310, 575	336, 222	377, 659	408, 233
61	238, 362	274, 871	311, 883	336, 926	378, 061	408, 435
62	238, 865	275, 877	313, 089	337, 227	378, 765	408, 736
63	239, 368	276, 782	314, 296	337, 730	379, 469	409, 038
64	239, 971	277, 687	315, 503	338, 334	380, 072	409, 340
65	240, 474	278, 492	316, 811	338, 937	380, 475	409, 541
66	240, 977	279, 497	317, 615	339, 641	381, 078	100, 011
67	241, 581	280, 403	318, 319	340, 345	381, 782	
68	242, 084	281, 308	319, 023	340, 949	382, 386	
69	242, 586	282, 213	319, 627	341, 653	382, 788	
70	243, 089	283, 219	320, 331	342, 156	383, 291	
71	243, 492	284, 325	321, 035	342, 759	383, 794	
72	243, 994	285, 331	321, 638	343, 363	384, 297	
73	244, 497	285, 934	322, 242	343, 664	384, 900	
74	245, 000	286, 437	322, 443	344, 268	385, 403	
75	245, 503	286, 940	322, 946	344, 771	386, 006	
76	246, 006	287, 745	323, 449	345, 273	386, 610	
77	246, 308	288, 549	324, 052	345, 776	387, 113	
78	246, 609	289, 153	324, 555	346, 279	387, 616	
79	246, 911	289, 756	325, 058	346, 782	388, 118	
80	247, 112	290, 259	325, 460	347, 184	388, 621	
81	247, 313	290, 762	326, 064	347, 486	388, 923	
82	247, 615	291, 265	326, 567	347, 788	389, 426	
83	247, 917	291, 667	326, 969	348, 190	389, 828	
84	248, 118	291, 969	327, 472	348, 492	390, 231	
85	248, 319	292, 170	327, 975	348, 995	390, 633	
86	210, 010	292, 371	328, 377	349, 296	000,000	
87		292, 572	328, 578	349, 598		
88		292, 773	328, 880	349, 900		
89		293, 176	329, 282	350, 302		
90		293, 377	329, 684	350, 604		
91		293, 578	330, 087	351, 006		
92		293, 779	330, 489	351, 308		
93		294, 181	•	351, 710		
	ı	,	,	,		I

定再短勤員年任時務	94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	基 準 給料月額 円 190,790	,	331, 394 331, 696 331, 897 332, 500 332, 802 333, 003 333, 305 333, 707 333, 909 334, 110 334, 311 334, 713 334, 713 335, 518 335, 518 335, 518 335, 518 335, 523 基 給料月額 円 245, 905	352, 012 352, 314 352, 615 352, 917 353, 319 353, 722 354, 124 354, 627 355, 432 355, 834 356, 337 基 給料月額 円 259, 382		円 325, 762
任期付職員		給 月 額	給 月 額 円 210,000	給 月 額	給 月 額	給 月 額	給 月 額

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の122.5」を「100分の120」に、「「100分の72.5」を「、「100分の68.75」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の97.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」」の次に「と、「100分の122.5」と あるのは「100分の172.5」」を加える。

別表中「377,775」を「382,185」に、「425,122」を「429,455」に、「475,492」を「479,742」に、「536,944」を「542,099」に、「612,499」を「618,536」に、「715,254」を「722,128」に、「836,142」を「843,824」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の162.5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の 規定は、令和6年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第26条第2項および第3項ならびに第27条第2項の規定ならびに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号) の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の157.5」を「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前 の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手 当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の 特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義 務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する 義務の特例に関する条例(平成3年秋田市条例第6号)の一部を次のよ うに改正する。

第4条中「100分の157.5」を「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する 義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給 する場合においては100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前

の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務 の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の 条例の規定による期末手当の内払とみなす。 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例 (昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の 一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の155」を「100分の160」に、「100分の 167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその 支給方法に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令 和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当

の内払とみなす。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(令和5年秋田市条例第33号) の施行期日は、令和5年12月13日とする。 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則 保健所長に対する事務委任に関する規則(平成9年秋田市規則第64号) の一部を次のように改正する。

別表第15項第3号中「および第3条の3」を「から第3条の4まで」に改める。

附則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則(平成9年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表第3号中「第57条第1項」の次に「(法第68条第1項 および第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第4号中 「において」を「(法第68条第1項および第3項において準用する場合を 含む。)において読み替えて」に改める。

附則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市興行場法施行細則 (平成9年秋田市規則第13号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書および第6号ならびに同条第2項ただし書を削る。 第3条第1項中「営業者」を「興行場営業を営む者(以下「営業者」と いう。)」に、「もしくは第6条第1項」を「、第6条第1項もしくは第 7条第1項」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(地位の承継の届出)

- 第5条 譲渡により営業者の地位を承継した者が法第2条の2第2項の規 定による届出をする場合は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継 届を市長に提出しなければならない。
  - (1) 届出者の住所、氏名、生年月日および電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号)
  - (2) 興行場営業を譲渡した者の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)
  - (3) 譲渡の年月日
  - (4) 興行場の名称および所在地
- 2 前項の興行場営業承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人である場合にあっては、届出者の定款の写し

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第 2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る改正前の秋田市興行場 法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。 秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める 規則

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(令和5年秋田市条例第 34号)の施行期日は、令和5年12月13日とする。 秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

秋田市旅館業法施行細則 (平成9年秋田市規則第14号) の一部を次のように改正する。

第2条の表第2号中「省令第2条第1項」を「省令第1条の3第1項、 省令第2条第1項」に改める。

附則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 秋田市公衆浴場法施行細則(平成9年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条 第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る改正前の秋田市公衆浴場 法施行細則第4条の規定の適用については、なお従前の例による。 秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 秋田市クリーニング業法施行細則(平成9年秋田市規則第16号)の一部 を次のように改正する。

第4条の表第7号中「第2条の2第2項第2号」を「第2条の3第2項 第2号」に改める。

附則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに 公布する。

令和 5 年12月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 秋田市印鑑条例の一部を改正する条例(令和5年秋田市条例第32号)の 施行期日は、令和5年12月20日とする。 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年秋田市規則第43 号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、結婚に伴う生活の 支援に係る補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての 審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第28条を次のように改める。

第28条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る県民税又は市民税に関する情報とする。

附則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ならびに第9条」を「、第9条、第10条、第11条第3号、第 16条ならびに第19条」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 一般財団法人救急振興財団

第4条中「ものをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第6条中「除く」の次に「。第12条において同じ」を加える。

本則に次の6条を加える。

(特定法人)

第7条 条例第10条の規則で定めるものは、株式会社ONE・AQITAとする。

(退職派遣の対象とならない職員の特例)

第8条 条例第11条第3号の規則で定める職員は、第3条に規定する職員とする。

(採用された職員に対する級別資格基準表の適用方法等の特例)

第9条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員および単純労務職員である職員を除

- く。以下第11条までにおいて同じ。)であって、かつて初任給規則第6条第2項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当したものに対する初任給規則第5条に規定する級別資格基準表(以下この条において「級別資格基準表」という。)の適用については、級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分とするものとする。
- 2 法第10条第1項の規定により採用された職員に対して初任給規則第11 条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との権 衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験 年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、 級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(採用された職員に対する号俸の決定の特例)

第10条 法第10条第1項の規定により採用された職員の号俸は、同項の規定による退職派遣に係る退職がなく、特定法人の業務に従事していた期間に相当する期間を引き続き職員として在職したものとみなして、当該退職時の職務の級および号俸を基礎とし、かつ、部内の他の職員との権衡およびその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第11条 法第10条第1項の規定により採用された職員については、初任給規則第10条第1号中「第17条」とあるのは「秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第3号)第10条」と、初任給規則第26条第1項第2号中「第17条」とあるのは「秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則第10条」として、これらの規定を適用する。

(報告)

第12条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度 内において法第10条第2項に規定する退職派遣者の派遣先特定法人、特 定法人において従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等および 当該年度内に同条第1項の規定により採用された職員の採用後の処遇の 状況等を市長に報告するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則 第7条から第12条までの規定は、この規則の施行の日以後に公益的法人 等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50 号)第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用す る。 秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 秋田市学校給食費に関する条例施行規則(平成28年秋田市規則第64号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「287円」を「315円」に改め、同項第2号中「340円」を「370円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例施行規則の規定は、この規則 の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、 同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例 による。 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和 5 年12月27日

## 秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第47号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年秋田市規則第4 号)の一部を次のように改正する。

別表第18のアの表中

		I					
ı	22		21				
	23		22				
	24		22				
	25		23				
	25		23				
	26		24				
	26		24				
	27		25	Γ		ı ſ	
	27		25	l	38		37
	28		26		39		38
	28		26		40		38
	29		27		41		39
	29		27		41		39
	30		28		42		40
	30		28		42		40
	31		29		43		41
	31		29		43		42

	İ	i	İ	ı	i	ī	1 1	Ī
	32		29		44		43	
	32		30		44		44	
	33	ي.	30	) -	45	<b>.</b>	45	)
	33	を	30	に、	45	を	45	に、
	34		31		46		46	
	34		31		46		46	
	35		31		47		47	
	35		32		47		47	
	36		32		48		48	
	36		32		48		48	
	37		33		49		49	
	37		33		49		49	
	38		33		49		49	
	38		34		49		49	
	39		34		50		49	
	39		34			1 ]		' ]
	40		35					
	40		35					
	41		35					
	41		36					
	42		36					
	42		36					
	43		37					
Γ				T				
ı	51		50					
	51		50					
	51		51					
	51		51					
	52		51					
	52		51					

ı				j				
	52		51					
	52		52					
	53		52					
	53		52					
	53		52					
	53		52					
	53		53					
	54		53					
	54		53	Г	ГС	] [		
	54		53		56	- -	55	
	54		53		56	_	55	
	54		54		56	_	56	
	55		54		56	-	56	
	55		54		56	-	56	
	55		54		57	-	56	
	55		54		57	_	56	
	55	を	55	に、	57	を	56	に、
	56		55		57	-	56	
	56		55		57	_	57	
	56		55		58	_	57	
	56		55		58	_	57	
	56		56		58	_	57	
	56		56		58	-	57	
	57		56		58	-	57	
	57		56		59		57	]
	57		56					
	57		56					
	57		56					
	57		56					
	58		56					

	1	1	1 1	
	58		57	
	58		57	
	58		57	
	58		57	
	58		57	
	59		57	
	59		57	
	59		57	
	59		57	
Γ		' J 		
I	32		31	
	32		31	
	32		31	
	32		31	
	32		31	
	32		31	
	32		31	
	32		31	
	32	<i>t</i> ,	31	に改め、別表第18のイの表中
	32	を	31	に以め、別衣第1007の衣中
	32		32	
	32		32	
	32		32	
	33		32	
	33		32	
	34		32	
	34		32	
	35		33	
Г		· [		
1	26	1	25	

	İ	l i	İ	
	26		26	
	27		26	
	27		26	
	28		26	
	28		27	
	29		27	
	29		27	
	29		27	
	29	を	28	に改め、別表第18のウの表中
	30		28	
	30		28	
	30		28	
	30		29	
	31		29	
	31		29	
	31		30	
	31		30	
	32		31	
Γ		' ]		
ı	26	1	25	
	27		26	
	28		26	
	29		27	
	29		27	
	30		28	
	30		28	
	31		29	
	31		29	
	32		30	58 57
	32		30	58 58

I	I	I	I	1		l	ĺ
33		31		59		58	
33		31		59		58	
34		32		60		59	
34		32		60		59	
35		33		61		59	
35		33		61		60	
36		34		61		60	
36		34		61		60	
37	J.	35	)~	61	J.	60	)
38	を	35	に、	61	を	60	に、
39		36		61		61	
40		36		62		61	
41		37		62		61	
41		37		62		61	
41		38		62		61	
42		38		62		62	
42		39		62		62	
42		39		62		62	
43		40		63		62	
43		40		63		62	
43		41					
44		41					
44		41					
44		42					
45		42					
45		42					
46		43					
46		43					
47		43					
	' ]		<b>'</b>				

Γ		ı		_				
1	38		37					
	39		38					
	40		38					
	41		39					
	41		39					
	41		40	[ 		ı [		
	42		40		34		33	
	42		41		34		34	
	42		41		35		34	
	43		41		35		34	
	43		42		36		35	
	43		42		36		35	
	44		42		37		35	
	44		43		37		36	
	44		43		37		36	
	45		43		38		36	
	45		44		38		37	
	45		44		38		37	
	45		44		39		38	
	46		45		39		38	
	46		45		39		39	
	46		45		40		39	
	46		45		40		40	
	47	を	46	に、	40	を	40	に改め
	47		46		40		40	
	47		46		41		40	
	47		46		41		40	
	48		47		41		41	
	48		47		41		41	
	48		47		42		41	

	ı
48	
48	
48	
49	
49	
49	
49	
49	
49	
50	
50	
50	
50	
50	
50	
51	
51	] ],
	٦

47	
47	
48	
48	
48	
48	
48	
49	
49	
49	
49	
49	
50	
50	
50	
50	
50	

42	
42	
42	
43	
43	
43	
43	
44	
44	
44	
44	
	J

	J
41	
41	
42	
42	
42	
42	
42	
43	
43	
43	
43	
	J

る。

別表第19のアの表中

<u> </u>						1		
	35	を	37	に、	70	を	77	に、
	36	~	38	<i>(C</i> ,	72	ے.	80	( ,
	37		39		74		83	
	39		40		76		86	
	40		41	1	78		89	
		J		J	80		92	
					82		93	
					84		93	
					86		93	
					88		93	
					90		93	
					92		93	
Γ		Γ				' ]		7
,	53		54					
	54		56					
	55		58					
	56		60					
	58		61					
	60		62					
	62		63					
	64		64					
	66		66	Γ		ı ſ		
	68		68	'	97	'	99	
	70	を	70	に、	102	を	106	に、
	72	ے	72	( ,	107	ے.	113	(ς,
	76		77		112		113	1
	80		82			' ]		<b>'</b>
	84		87					
	88		92					
	93		97					

ĺ		i	ı	1
	98		102	
	103		107	
	109		116	
	115		125	
	121		125	
Г				']
Γ	67		77	
	80	<i>*</i> .	84	たみな 別ま笠10のくのまけ
	82	を	85	に改め、別表第19のイの表中
	84		85	
		']		']
Γ	46		47	
	48		51	
	50		55	
	52	を	59	に改め、別表第19のウの表中
	56		62	
	60		64	
	64		65	
_				- ]
Γ	45	]	46	
	46		48	
	47		50	
	48		52	
	50		54	
	52		56	
	54		58	
	56		60	
	58		62	78 79
	60		64	80 82
	62		66	82 85

		を		に、	<u> </u>	を	<u> </u>	に、
	64	ح.	68		84	ے	90	( ,
	65		70		91		95	
	66		72		98		100	
	67		74			' ]		]
	68		76					
	71		79					
	74		82					
	77		85					
	80		85					
	82		85					
	84	1	85					
_		']		_ ]				
Γ	57	Г	58					
	58		60		「 <del></del>	l L		
	59		62		50		51	
	60		64		52		54	
	63		67		54		57	
	66		70		56		60	
	69	.7.	73		59		62	) <b>∃</b> /
	72	を	76	こ、	62	を	64	に改め
	76		80		65		66	
	80		84		69		71	
	84		89		73		76	
	90		94	-	77		81	
	96		99		81	]	85	J
	102		104					
	<u> </u>		<u></u>	<b>」</b>				

る。

別表第20の備考中「および」を「ならびに」に改め、「規定する派遣職員」の次に「および公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す

る法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者」を、「派遣先団体」の次に「および同法第10条第1項に規定する特定法人」を加える。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第20の備考の改正 規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第18および別表第19の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

(施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号俸)

4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の 一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成 18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改め、同項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に、「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 60歳 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、62歳) に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員

附則第5項第1号中「以下」を「前項第3号に掲げる職員を除く。以下」に改める。

附則第6項中「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改める。 附則第7項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則

秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)附則第16項の 規則で定める日は、令和5年12月31日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第12号

 庁
 中
 一
 般

 関
 係
 各
 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓 令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程(平成12年秋田市訓令第 1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2)(第2条関係)

職員の区	職務の級	1 級	2	級	3	級	4	級
分	号 俸	給 月 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額
	-	<u> </u>		円		円		円
定年前再	1	147, 945		201, 351		221, 164		261, 696
任用短時	2 3	148, 95		202, 356		222, 270		262, 903
間勤務職		149, 95		203, 362		223, 175		263, 908
員および	4 5	150, 963		204, 167		224, 081		265, 015
任期付職	6	152, 069		204, 871		225, 086		265, 719
員以外の 職員	7	153, 175		206, 379		226, 394		266, 724
	8	154, 282 155, 287		207, 687 208, 793		227, 601 228, 707		267, 630 268, 535
	9	156, 28		210, 191		230, 015		269, 138
	10	150, 192		210, 101		230, 613		269, 842
	11	158, 40		210, 609		233, 132		270, 647
	12	159, 51		212, 313		234, 339		271, 451
	13	160, 41		213, 420		235, 446		272, 256
	14	161, 523		214, 325		236, 652		273, 061
	15	162, 730		215, 230		237, 859		273, 865
	16	163, 830		216, 035		238, 765		274, 670
	17	164, 943		216, 940		239, 368		275, 374
	18	166, 35		217, 946		239, 770		276, 380
	19	167, 658		218, 851		240, 173		277, 285
	20	168, 86		219, 756		240, 675		278, 089
	21	169, 97		220, 460		241, 178		278, 995
	22	171, 178		221, 265		242, 486		279, 598
	23	172, 38	5	222, 069		243, 693		280, 302
	24	173, 592	2	222, 673		244, 598		281,006
	25	174, 698	3	223, 377		245,704		281, 509
	26	176, 20'		223, 879		246, 911		282, 213
	27	177, 716		224, 282		248, 118		283, 018
	28	179, 22		224, 785		249, 325		283, 722
	29	180, 632		225, 388		250, 130		284, 526
	30	182, 040		226, 394		251, 236		285, 431
	31	183, 549		227, 299		252, 443		286, 236
	32	185, 058		227, 902		253, 549		287, 041
	33	186, 466		228, 405		254, 655		287, 745
	34	188, 175		229, 411		255, 561		288, 650
	35	189, 88		230, 417		256, 466		289, 555
	36 27	191, 598		231, 423		257, 472		290, 460
	37	193, 30		231, 925		258, 477		291, 064
	38 39	194, 411		233, 032		259, 282		291, 868
	39 40	195, 819		234, 138		260, 086		292, 673
	40	196, 925 197, 933		235, 144		260, 992 261, 897		293, 477
	42	197, 93		235, 848 236, 854		261, 897		294, 081 295, 087
	43	200, 546		237, 759		263, 707		296, 092

	_		_	_
44	201, 753	238, 563	264, 713	296, 997
45	203, 262	239, 368	265, 316	297, 702
46		· ·	266, 222	298, 607
47	205, 173		267, 227	299, 512
48			268, 132	300, 316
49	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· ·	269, 138	300, 920
50	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		269, 943	301, 523
51	209, 296	· ·	270, 747	302, 127
52		· ·	·	· ·
53	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ·	271, 451	302, 831
	211, 408	· ·	272, 055	303, 434
54	,	· ·	272, 859	304, 239
55 56	<i>'</i>	· ·	273, 664	304, 943
56	,		274, 469	305, 647
57	215, 129	· ·	275, 072	306, 250
58	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		275, 977	306, 954
59	,	· ·	276, 882	307, 658
60	217, 242	250, 632	277, 788	308, 262
61	218, 046	251, 236	278, 693	308, 865
62	218, 549	252, 040	279, 699	309, 569
63	219, 052	252, 845	280, 503	310, 273
64	219, 555	· ·	281, 408	310, 877
65		· ·	282, 213	311, 380
66	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· ·	283, 018	311, 883
67	221, 265	· ·	283, 822	312, 486
68			284, 526	313, 089
69	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		285, 130	313, 693
70			285, 934	314, 095
71	222, 673		286, 739	314, 598
72			287, 443	315, 101
73	223, 175		,	315, 403
74		· ·	288, 147	· ·
75	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		288, 851	315, 906
	223, 879		289, 555	316, 408
76	<i>'</i>		290, 360	316, 811
77	224, 483		290, 862	317, 012
78	,		291, 365	317, 314
79	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		291, 768	317, 615
80	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		292, 170	317, 917
81	225, 891		292, 572	318, 219
82	<i>'</i>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	292, 974	318, 521
83	<i>'</i>	· ·	293, 477	318, 822
84	,	· ·	293, 980	319, 124
85	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	261, 394	294, 282	319, 325
86	227, 400	261, 595	294, 785	319, 727
87	227, 701	261, 897	295, 388	320, 029
88	228, 003	262, 199	295, 891	320, 230
89	228, 305	262, 400	296, 193	320, 431
90			296, 696	320, 733
91	229, 009		297, 199	321, 035
92			297, 500	321, 337
93	,	· ·	297, 903	321, 538
94	,	· ·	298, 406	· ·
		,	200, 100	021, 010

間勤務職 員		円 195, 718	円 206, 882	円 225, 489	円 246, 408
定年前再 任用短時		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	137	<del>  </del>	274, 670	<del>  </del>	<del> </del>
	136		274, 469		
	135		274, 167		
	134		273, 865	,	
	133		273, 664	310, 676	
	132		273, 463	310, 475	
	131		273, 161	310, 273	
	130		272, 859	309, 972	
	129		272, 658	309, 670	
	128		272, 457	309, 469	
	127		272, 155	309, 268	
	126		271, 854	308, 966	
	125		271, 653	308, 664	
	124		271, 451	308, 463	
	123		271, 150	308, 262	
	122		270, 848	307, 960	
	121	238, 765	270, 647	307, 658	
	120	238, 362	270, 446	307, 457	
	119	238, 061	270, 144	307, 256	
	118	237, 658	269, 842	306, 954	
	117	237, 256	269, 541	306, 653	
	116	236, 954	269, 239	306, 452	
	115	236, 451	269, 038	306, 250	
	114	235, 948	268, 836	305, 949	
	113	235, 446	268, 535	305, 647	
	112	235, 244	268, 334	305, 446	
	111	234, 943	268, 132	305, 144	
	110	234, 138	267, 831	304, 742	
	108	233, 937	267, 227	304, 038	
	107 108	233, 635 233, 937	267, 026 267, 227	303, 635 304, 038	
	106	233, 334	266, 724	303, 233	
	105	232, 831	266, 523	302, 831	
	104	232, 529	266, 322	302, 529	
	103	232, 227	266, 020	302, 227	
	102	231, 925	265, 719	301, 926	
	101	231, 724	265, 518	301, 523	323, 549
	100	231, 423	265, 216	301, 121	323, 348
	99	231, 121	264, 914	300, 618	323, 147
	98	230, 920	264, 713	300, 115	322, 845
	97	230, 618	264, 411	299, 713	322, 544
	96	230, 417	264, 210	299, 411	322, 342

任期付職 員	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額
		円						
	1	69, 971						

備考 この表において、「定年前再任用短時間勤務職員」とは地方公務 員法第22条の4第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付 職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18 年秋田市条例第4号)第3条又は第4条の規定により雇用された職員 をいう。

#### 附則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程別表第1の規 定および附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の 基準に関する規程の一部を改正する訓令(平成18年秋田市訓令第11号。 以下「平成18年改正訓令」という。)の規定は、令和5年4月1日から 適用する。

(給料の切替え等)

3 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年秋田市条例第57号)に従って行われる職員の例による。

(平成18年改正訓令の一部改正)

4 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。 附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2)(附則第2項関係)

\	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
号	<del></del> 俸	給口	料	給口	料	給口	料	給口	料
		月	類	月	額	月	額	月	額
	1		円 163 033		円 106		円 242 205		円 272 161
	1 2		163, 032		209, 196		242, 285		273, 161
	3		164, 138		210, 905		243, 793		274, 770
	4		165, 345 166, 451		212, 615		245, 201 246, 609		276, 279
	5		,		214, 124 215, 632				277, 888 279, 397
	6		167, 557 168, 664		217, 443		247, 816 249, 426		·
	7		169, 770		217, 443		249, 420 250, 934		281, 107 282, 917
	8		170, 876		220, 862		252, 342		284, 727
	9		170,870		222, 371		252, 342		286, 437
	.0		171, 882		223, 879		254, 857		288, 348
	.1		173, 230		225, 388		254, 365		290, 158
	.2		174, 336		226, 897		257, 673		291, 969
	.3		177, 112		228, 104		258, 980		293, 779
	.4		178, 621		229, 512		260, 187		295, 388
	.5		180, 129		230, 920		261, 394		296, 796
	.6		181, 739		232, 328		262, 601		298, 204
	7		182, 845		232, 326		263, 808		299, 713
	.8		184, 253		235, 345		265, 115		301, 725
	9		185, 661		236, 854		266, 423		303, 736
	20		187, 069		238, 262		267, 730		305, 546
	21		188, 376		239, 469		269, 138		307, 256
	22		190, 690		241, 078		270, 647		309, 167
	23		190, 690		242, 586		272, 256		311, 078
	24		195, 115		243, 994		272, 230		312, 888
	25		197, 328		245, 000		275, 374		314, 598
	26		199, 037	246, 509			277, 084		316, 610
	27		200, 546		247, 816		278, 693		318, 621
	28		202, 055		249, 023		280, 302		320, 532
	29		203, 563		250, 130		281, 911		322, 242
	30		204, 971		251, 135		283, 420		324, 253
	31		206, 379		252, 040		284, 928		326, 265
	32		207, 787		252, 946		286, 437		328, 276
	33		209, 196		253, 851		287, 543		329, 483
3	34		210, 503		254, 756		289, 153		331, 495
3	35		211, 810		255, 561		290, 661		333, 406
	36		213, 118		256, 365		292, 170		335, 417
3	37		214, 425		257, 069		293, 578		337, 328
3	88		215, 632		258, 176		295, 187		339, 239
3	39		216, 839		259, 382		296, 796		341, 150
4	-0		217, 946		260, 489		298, 406		343, 061
4	1		219, 052		261, 696		299, 914		344, 871
4	42		220, 158		262, 903		301, 523		346, 782
4	13		221, 164		264, 009		303, 032		348, 592
4	4		222, 170		265, 115		304, 541		350, 403
4	5		223, 075		266, 222		306, 150		351, 911

_		_	_	_
46	223, 980	267, 328	307, 759	353, 319
47	224, 885	268, 434	309, 368	354, 728
48	225, 790	269, 440	310, 877	356, 236
49	226, 696	270, 446	311, 782	357, 745
50	227, 601	271, 451	313, 291	358, 549
51	228, 506	272, 457	314, 799	359, 555
52	229, 411	273, 362	316, 408	360, 561
53	230, 216	274, 268	318, 018	361, 466
54	231, 121	275, 173	319, 627	362, 572
55	232, 026	276, 078	321, 135	363, 478
56	232, 831	276, 983	322, 644	364, 483
57	233, 132	277, 888	324, 052	365, 388
58	233, 937	278, 793	325, 259	366, 093
59	234, 641	279, 699	326, 365	366, 797
60	235, 244	280, 604	327, 472	367, 400
61	235, 848	281, 610	328, 176	367, 802
62	236, 552	282, 615	329, 081	368, 406
63	237, 155	283, 520	329, 886	369, 110
64	237, 658	284, 426	330, 690	369, 814
65	238, 161	284, 928	331, 495	370, 116
66	238, 664	285, 633	331, 897	370, 820
67	239, 167	286, 337	332, 500	371, 524
68	239, 770	287, 242	333, 204	372, 127
69	240, 273	288, 247	334, 009	372, 429
70	240, 776	289, 052	334, 713	373, 032
71	240, 770	289, 857	335, 417	373, 736
72	241, 782	290, 661	336, 021	374, 340
73	242, 285	291, 365	336, 523	374, 641
74	242, 788	291, 868	337, 127	375, 245
75	242, 766	292, 270	337, 630	375, 949
76	243, 190	292, 673	338, 233	376, 552
77	244, 196	292, 874	338, 535	376, 955
78	244, 190	293, 176	339, 038	377, 457
79	245, 201	293, 377	339, 440	378, 061
80	245, 704	293, 679	339, 842	378, 564
81	246, 107	293, 880		379, 067
82	246, 107	294, 081	340, 245 340, 748	379, 670
83	· ·	·	·	
84	247, 012	294, 383	341, 250	380, 173
85	247, 414	294, 584	341, 753	380, 475
86	247, 816	294, 885	342, 055	380, 877
87	248, 219	295, 187	342, 457	381, 380
88	248, 621	295, 489	342, 960	381, 782
	249, 023	295, 791	343, 363	382, 185
89	249, 426	296, 092	343, 664	382, 587
90	249, 928	296, 495	344, 067	383, 090
91	250, 230	296, 796	344, 569	383, 492
92	250, 532	297, 199	344, 972	383, 894
93	250, 834	297, 400	345, 173	384, 196
94		297, 601	345, 575	
95		297, 903	346, 078	
96	1	298, 305	346, 480	I

97	298, 506	346, 682	
98	298, 808	347, 084	
99	299, 210	347, 486	
100	299, 612	347, 788	
101	299, 814	348, 090	
102	300, 115	348, 492	
103	300, 518	348, 894	
104	300, 819	349, 296	
105	301, 020	349, 799	
106	301, 322	350, 202	
107	301, 725	350, 604	
108	302, 026	351, 006	
109	302, 227	351, 509	
110	302, 630	351, 911	
111	303, 032	352, 213	
112	303, 334	352, 515	
113	303, 535	353, 018	
114	303, 736		
115	304, 038		
116	304, 440		
117	304, 641		
118	304, 842		
119	305, 144		
120	305, 446		
121	305, 848		
122	306, 049		
123	306, 351		
124	306, 653		
125	306, 954		

# 秋田市告示第286号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、下記の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

- 1 収納事務を委託した歳入 秋田市ふるさと応援寄附金
- 2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名称	所在地	委託期間				
ANAあきんど株式会	東京都中央区日本橋	令和5年12月1日から				
社	2 - 14 - 1	令和6年3月31日まで				

#### 秋田市告示第287号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年12月4日

事業者	の	事業所の		事業所の		サービスの		
名	称	名	称	所 在 地	指定の年月日	種	類	
株式会社ジュアル		けあい	ビジョ ーム秋	秋田市新屋扇町11番30号	令和5年12月1日	認 型 介 予 防認	生活介護	
ジョン		田新屋	<b>屋扇町</b>	7,11年30万		対応型生活介記	共同	

秋田市告示第288号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消しするので、同法施行令(昭和22年政令第16号) 第168条第8項の規定により告示する。

令和5年12月4日

- 1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所 株式会社荘内銀行秋田支店 酒田市中町二丁目5番10号(酒田中央支店内)
- 2 取消年月日令和5年12月31日
- 3 取消理由 公金収納業務の廃止による

秋田市告示第289号

令和5年11月28日の「令和5年11月秋田市議会定例会」において議決を 経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年12月4日

#### 令和5年度秋田市一般会計補正予算(第8号)

令和5年度秋田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,210千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,711,216千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (市債の補正)
- 第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

# 

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	<u>}</u>	千円 29, 734, 279	千円 493, 909	千円 30, 228, 188
	2 国庫補助金	8, 883, 159	493, 909	9, 377, 068
20 繰入金		5, 893, 651	11, 301	5, 904, 952
	2 基金繰入金	5, 632, 722	11, 301	5, 644, 023
23 市債		13, 604, 400	51,000	13, 655, 400
	1 市債	13, 604, 400	51,000	13, 655, 400
	歳 入 合 計	154, 155, 006	556, 210	154, 711, 216

# 歳 出

款	項	補正前の額 補 正 額				
		千円	千円	千円		
3 民生費		58, 488, 296	556, 210	59, 044, 506		
	1 社会福祉費	27, 849, 643	493, 909	28, 343, 552		
	5 災害救助費	1, 666, 889	62, 301	1, 729, 190		
	歳 出 合 計	154, 155, 006	556, 210	154, 711, 216		

# 第2表 市債補正

却	起債の目的		6/1	限		度		額	起债	責の	利	率	償	還	の	方	法	
	Н	нЭ	補正前の額	補	正	額	計	方	法	不可	<del>**</del>	貝	歴	V	))	(Z		
災	害	救	助	費	千円 55,000			千円 ,000	千円 106,000									
		計			13, 604, 400		51	, 000	13, 655, 400									

秋田市告示第290号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年12月7日

#### 秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6 台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規 制区域 2 台
  - (2) 撤去し、保管した年月日 令和5年11月6日から同月29日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 令和5年12月7日から令和6年6月7日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を 提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者 であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

#### 秋田市告示第291号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月7日

- 1 都市計画の種類および名称秋田都市計画土地区画整理事業 新屋地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を変更した土地の区域 秋田市新屋扇町、新屋表町、新屋日吉町および新屋比内町地内
- 3 都市計画の縦覧場所秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市告示第292号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和5年)

#### 秋田市告示第293号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月8日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和5年度第3期および第4期後期高齢者医療保険料督促状

# 秋田市告示第294号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および再開したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月8日

# 秋田市長 穂 積 志

#### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
石田医院	秋田市東通観音前8番5号	令和5年10月16日
おのば薬局	秋田市御野場新町二丁目8番15号	令和5年10月1日
あけぼの薬局	秋田市川元開和町1番1号	令和5年10月1日
訪問看護ステーション おんぷ	秋田市土崎港北一丁目13番43号 2階	令和5年7月1日

#### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日	
藤岡歯科医院	令和5年9月13日	
パール歯科クリニック	令和5年9月9日	

有限会社長尾薬局 令和5年9月30日
--------------------

# 3 再開

事業所名称	再開年月日	
南浦歯科クリニック	令和5年10月6日	

# 秋田市告示第295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月8日

事業所名称	所 在 地	指定年月日
さらさ秋田土崎	秋田市土崎港南三丁目2番46号	令和5年11月15日

## 秋田市告示第296号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月14日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり

# 秋田市告示第297号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定に基づき、 指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法 第78条の11の規定により告示する。

令和5年12月15日

事業者の	事業所の	東光正の正左地		サービスの
名 称	名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	種類
株式会社きょうせい	きょうせいリハ	秋田市仁井田栄町8番26号	令和5年12月14日	地域密着型通所介護

#### 秋田市告示第298号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受ける べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月18日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第299号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第 1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として取り扱う令和5年梅雨前線 による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画を改定したので、秋田市 廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第 21条第1項の規定により告示する。

令和5年12月20日

## 秋田市告示第300号

秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

- 1 施 設 名 秋田市勤労者総合福祉センター 秋田市中高年齢労働者福祉センター 秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号 一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会 理事長 三 浦 廣 巳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 秋田市告示第301号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

- 1 施 設 名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地1 職業訓練法人秋田中央職業訓練協会 会長 阿 部 文 雄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 秋田市告示第302号

秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を次のとおり指定したので、 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年 秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和 5 年12月21日

- 1 施 設 名 秋田市リフレッシュガーデン
- 2 指定管理者 秋田市御所野地蔵田二丁目2番1号 株式会社松美造園建設工業 代表取締役 中 村 淳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 秋田市告示第303号

秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

- 1 施 設 名 秋田市農山村地域活性化センター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港中央三丁目3番15号 株式会社バウハウス 代表取締役 森 川 亮
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 秋田市告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 5年12月22日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 認定路線

整理	路線名	起	点	重要な
番号		終	点	経過地
60898	新屋豊町18号線	新屋豊町551	番 9 地 先	
00898		新屋豊町5517	番10地 先	
60899	新島朝日町05円.始	新屋朝日町40	番14地 先	
00899	新屋朝日町25号線	新屋割山町100	番 18 地 先	
60900	新屋朝日町26号線	新屋朝日町40	番 1 5 地 先	
00900	利	新屋割山町100	番 2 8 地 先	
60901	新屋前野町26号線	新屋前野町130	番 5 地 先	
00901	利	新屋前野町130	番 8 地 先	
51066	西潟敷15号線	仁井田字西潟敷2	7番9地先	
31000	四份郑13万柳	仁井田字西潟敷2	7番4地先	
21031	手形西谷地63号線	手形字西谷地1	29番地先	
21031	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	手形字西谷地11	4番1地先	
21032	手形西谷地64号線	手形字西谷地13	1番1地先	
21032	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	手形字西谷地1	29番地先	
21033	手形而公 Wi 65 早始	手形字西谷地11	2番 1 地 先	
21033	手形西谷地65号線	手形字西谷地11	4番4地先	

整理	1夕 4白 夕	起	点	重要な
番号	路線名	終	点	経過地
01004	五形再公₩cc日始	手形字西谷地117番	2 地 先	
21034	手形西谷地66号線	手形字西谷地117番	1 地 先	
21035	手形而公+M-67-只约	手形字西谷地50番	1 地 先	
21033	手形西谷地67号線	手形字西谷地18番	3 地先	
21036	手形十七流35号線	手形字十七流210	番地先	
21030	一一一一一一一一一一一一一一	手形字十七流171番	2 地先	
21037	手形十七流36号線	手形字十七流85番	3 地 先	
21037	子形「七加30万脉	手形字十七流90番	2 地 先	
21038	  手形十七流37号線	手形字十七流210	番地先	
21030	子// 口/加3/ 分/脉	手形字十七流86番	2 地 先	
21039	  手形十七流38号線	手形字十七流165番	1 地 先	
21000		手形字十七流88番	3 地 先	
51067	 	茨島四丁目404番	9 地 先	
31007	八岛四丁日20万脉	茨島四丁目403番	3 地 先	
51068	 	茨島四丁目159番	6 地 先	
31000	八四日 1 日 2 1 7 /欧	茨島四丁目159番	9 地 先	
51069	 	茨島四丁目127番	2 地 先	
31003		茨島四丁目78番1	2 地 先	

### 2 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで(休日を除く。)を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

#### 秋田市告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 5年12月22日

### 秋田市長 穂 積 志

#### 1 道路の区域および供用開始の区間

整理	吹 伯 夕	起	点	延	長	幅	員	
番号	路線名	終	点	(メー)	ソレ)	(メー	シル)	
60898	新屋豊町18号	新屋豊町551	番 9 地 先	E 4	1.0	6 1	0.0	
00090	線	新屋豊町551	番10地先	54.	10	6.0	00	
60899	新屋朝日町25	新屋朝日町40	番 1 4 地 先	152.	60	6.0	0.0	
60899	号線	新屋割山町10	0番18地先	132.	60	0. (	00	
60900	新屋朝日町26	新屋朝日町40	番 1 5 地 先	155.	20	6.0	0.0	
00900	号線	新屋割山町10	0番28地先	155.	30	0. (	50	
60901	新屋前野町26	新屋前野町13	0番5地先	<i>1</i> 1	40	6 (	00	
00901	号線	新屋前野町13	0番8地先	41.	41.40		6.00	
51066	西潟敷15号線	仁井田字西潟敷	27番9地先	60.	50	6. (	0.0	
31000		仁井田字西潟敷	27番 4 地先	00.	50	0. (	00	
21031	手形西谷地63	手形字西谷地	129番地先	108.	70	6. (	0.0	
21031	号線	手形字西谷地1	14番1地先	100.	70	0. (	00	
21032	手形西谷地64	手形字西谷地1	31番1地先	50.	0.0	6. (	0.0	
21032	号線	手形字西谷地	129番地先	50.	90	0. (	00	
21033	手形西谷地65	手形字西谷地1	12番1地先	50.	0.0	6.0	00	
21000	号線	手形字西谷地1	14番4地先	JU.	<i>9</i> 0	0. (	00	

整理	吹 伯 夕	起	点	延長	幅員
番号	路線名	終	点	(メートル)	(メートル)
21024	手形西谷地66	手形字西谷地11	7番2地先	60.20	6 00
21034	号線	手形字西谷地11	7番1地先	60.30	6.00
21035	手形西谷地67	手形字西谷地50	番 1 地 先	98.50	4.00
21033	号線	手形字西谷地18	3番3地先	90.00	6.00
21036	手形十七流35	手形字十七流2	10番地先	95.20	6 00
21030	号線	手形字十七流17	1番2地先	95. 20	6.00
21037	手形十七流36	手形字十七流85	3 地先	95.00	6.00
21037	号線	手形字十七流90	番 2 地 先	95.00	0.00
21038	手形十七流37	手形字十七流2	10番地先	91.70	6.00
21038	号線	手形字十七流86	番 2 地 先	91.70	0.00
21039	手形十七流38	手形字十七流16	5番1地先	91.00	6.00
21039	号線	手形字十七流88	3番3地先	91.00	0.00
51067	茨島四丁目20	茨島四丁目404	番 9 地 先	55.60	6.00
31007	号線	茨島四丁目403	番 3 地 先	33.00	0.00
51068	茨島四丁目21	茨島四丁目159	番 6 地 先	62.40	6.00
31008	号線	茨島四丁目159	番 9 地 先	02.40	0.00
51069	茨島四丁目22	茨島四丁目127	番 2 地 先	54.20	6.00
31009	号線	茨島四丁目78	番12地先	04.20	0.00

### 2 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで(休日を除く。)を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

#### 秋田市告示第306号

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を次のと おり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関 する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和 5 年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市太平山スキー場太平山リゾート公園
- 2 指定管理者 秋田市仁別字マンタラメ213番地 太平山観光開発株式会社 代表取締役社長 村 田 隆 一
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 秋田市告示第307号

秋田市文化創造館の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

令和 5 年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市文化創造館
- 2 指定管理者 秋田市新屋大川町12番 3 号アトリエももさだ内 NPO法人アーツセンターあきた 理事長 藤 浩 志
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第308号

令和5年12月21日の「令和5年11月秋田市議会定例会」において議決を 経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年12月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 令和5年度秋田市一般会計補正予算(第9号)

令和5年度秋田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703,061千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,414,277千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (継続費の補正)
- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。 (繰越明許費)
- 第3条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許 費」による。

(債務負担行為の補正)

- 第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。 (市債の補正)
- 第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第 1 表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税		千円 23, 393, 217	千円 6,387	千円 23, 399, 604
	1 地方交付税	23, 393, 217	6, 387	23, 399, 604
16 国庫支出金	Ž	30, 228, 188	780, 259	31, 008, 447
	1 国庫負担金	20, 778, 315	242, 121	21, 020, 436
	2 国庫補助金	9, 377, 068	538, 138	9, 915, 206
17 県支出金		12, 904, 796	111, 470	13, 016, 266
	2 県補助金	4, 382, 280	111, 470	4, 493, 750
18 財産収入		188, 179	7, 241	195, 420
	2 財産売払収入	44, 189	7, 241	51, 430
19 寄附金		694, 952	1,000	695, 952
	1 寄附金	694, 952	1,000	695, 952
20 繰入金		5, 904, 952	490, 632	6, 395, 584
	2 基金繰入金	5, 644, 023	490, 632	6, 134, 655
22 諸収入		8, 286, 140	1,772	8, 287, 912
	5 雑入	1, 287, 809	1,772	1, 289, 581
23 市債		13, 655, 400	304, 300	13, 959, 700
	1 市債	13, 655, 400	304, 300	13, 959, 700
	歳 入 合 計	154, 711, 216	1, 703, 061	156, 414, 277

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,003,436	千円 454, 908	千円 14, 458, 344
	1 総務管理費	12, 119, 012	366, 221	12, 485, 233
	2 徴税費	1, 018, 207	82, 203	1, 100, 410
	3 戸籍住民基本台帳費	475, 767	5, 071	480, 838
	6 監査委員費	83, 798	1, 413	85, 211
3 民生費	ı	59, 044, 506	16, 946	59, 061, 452
	1 社会福祉費	28, 343, 552	16, 946	28, 360, 498
4 衛生費	1	17, 016, 294	△13, 256	17, 003, 038
	1 環境衛生費	857, 873	28, 586	886, 459
	2 保健所費	4, 818, 109	2, 831	4, 820, 940
	3 清掃費	8, 831, 568	△61, 200	8, 770, 368
	7 母子衛生費	1, 070, 837	16, 527	1, 087, 364
5 労働費		610, 737	3, 278	614, 015
	1 労働諸費	610, 737	3, 278	614, 015
6 農林水産	<b>業費</b>	3, 270, 496	99, 495	3, 369, 991
	1 農業費	2, 357, 739	99, 495	2, 457, 234
7 商工費		9, 322, 678	194, 084	9, 516, 762
	1 商工費	9, 322, 678	194, 084	9, 516, 762
8 土木費		16, 555, 103	211, 481	16, 766, 584
	2 道路橋りょう費	3, 965, 153	169, 478	4, 134, 631
	3 河川費	2, 329, 597	7, 262	2, 336, 859
	5 都市計画費	4, 621, 186	30, 741	4, 651, 927
	7 住宅費	935, 135	4, 000	939, 135
9 消防費		4, 451, 245	21, 401	4, 472, 646
	1 消防費	4, 451, 245	21, 401	4, 472, 646
10 教育費		13, 760, 846	323, 079	14, 083, 925

款	項	補正前の額	補 正 額	<del>=</del>
	1 教育総務費	千円 1,713,256	千円 67,684	千円 1,780,940
	2 小学校費	4, 681, 853	115, 212	4, 797, 065
	3 中学校費	1, 277, 666	71, 597	1, 349, 263
	4 高等学校費	857, 791	1,570	859, 361
	6 社会教育費	2, 578, 963	52, 241	2, 631, 204
	7 保健体育費	765, 593	13, 852	779, 445
	8 専修学校費	141, 672	923	142, 595
11 災害復旧費	₹	2, 892, 621	391, 645	3, 284, 266
	1 農林水産施設災害復旧費	1, 859, 627	0	1, 859, 627
	2 公共土木施設災害復旧費	786, 471	372, 000	1, 158, 471
	3 教育施設災害復旧費	244, 488	19, 645	264, 133
	歳 出 合 計	154, 711, 216	1, 703, 061	156, 414, 277

## 第2表 継続費補正

(変 更)

(2 2)								
款	項	事業名	補	正	前	補	正	後
办人	久	ず 未 石	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額
			千円		千円	千円		千円
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改	5, 309, 900	令和2年度	268, 900	5, 402, 300	令和2年度	268, 900
		修事業		令和3年度	1, 362, 250		令和3年度	1, 362, 250
				令和4年度	1, 739, 550		令和4年度	1, 739, 550
				令和5年度	1, 939, 200		令和5年度	1, 842, 466
				令和6年度			令和6年度	189, 134

### 第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
4 衛生費	1 環境衛生費	向浜地区脱炭素先行地域づくり事業	千円 173, 332
	3 清掃費	ごみ収集運営費	8, 181
8 土木費	3 河川費	河川環境整備事業	5,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	331,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	372, 000

### 第4表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限度額
外部監査実施経費	令和5年度 〈 令和6年度	千円 6,930
公共施設マネジメントシステム保守管理業務委託経費	令和5年度 〈 令和8年度	3, 300
公有財産台帳管理システムクラウド利用経費	令和5年度 〈 令和7年度	3,056
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和5年度 〈 令和6年度	179, 645
文化創造館管理運営経費	令和5年度 〈 令和6年度	112, 760
住民基本台帳ネットワークシステム運用経費	令和5年度 〈 令和7年度	13, 333
各種証明書コンビニ交付システム更新・運用経費	令和5年度 〈 令和11年度	64, 196
後期高齢者健康診査事業	令和5年度 〈 令和6年度	143, 597
社会福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 〈 令和6年度	24, 727
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 〈 令和6年度	153, 184
老人福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 〈 令和6年度	200
健康管理関連事業委託経費等	令和5年度 〈 令和6年度	17, 114
母子保健関連事業委託経費等	令和5年度 〈 令和6年度	39, 160
在宅子育てサポート事業	令和5年度 { 令和6年度	14, 219

事項	期間	限度額
子ども広場運営事業	令和5年度 〈 令和7年度	千円 31,568
道路維持修繕事業	令和5年度 〈 令和6年度	143, 049
消融雪施設整備事業	令和5年度 〈 令和6年度	162, 000
道路改良事業	令和5年度 〈 令和6年度	91,000
側溝改良事業	令和5年度 〈 令和6年度	76, 000
橋りよう修繕事業	令和5年度 〈 令和6年度	140,000
交通安全施設等整備事業	令和5年度 〈 令和6年度	59, 521
都市計画道路泉外旭川線整備事業	令和5年度 〈 令和12年度	4, 130, 302
都市公園バリアフリー化事業	令和5年度 〈 令和6年度	11,000
次世代型学校ICT運用経費	令和5年度 〈 令和9年度	91, 948
城東中学校スクールバス車両借上経費	令和5年度 〈 令和10年度	126, 235
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定文書法制課分)	令和5年度 〈 令和6年度	2, 307
同 上 (令和5年度設定防災安全対策課分)	令和5年度 〈 令和6年度	15, 410

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定財産管理活用課分)	令和5年度 〈 令和6年度	千円 27,214
同 上 (令和5年度設定工事検査室分)	令和5年度 { 令和6年度	7,013
同 上 (令和5年度設定企画調整課分)	令和5年度 { 令和6年度	1, 254
同 上 (令和5年度設定財政課分)	令和5年度 { 令和6年度	4,000
同 上 (令和5年度設定情報統計課分)	令和5年度 { 令和6年度	151, 659
同 上 (令和5年度設定広報広聴課分)	令和5年度 〈 令和6年度	154, 198
同 上 (令和5年度設定市民税課分)	令和5年度 〈 令和6年度	9, 178
同 上 (令和5年度設定東京事務所分)	令和5年度 〈 令和6年度	6,024
同 上 (令和5年度設定観光振興課分)	令和5年度 〈 令和6年度	302, 869
同 上 (令和5年度設定文化振興課分)	令和5年度 〈 令和6年度	4, 058
同 上 (令和5年度設定スポーツ振興課分)	令和5年度 〈 令和6年度	185, 910
同 上 (令和5年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和5年度 〈 令和6年度	110, 637
同 上 (令和5年度設定大森山動物園分)	令和5年度 〈 令和6年度	22, 169

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和5年度 〈 令和6年度	千円 2,468
同 上 (令和5年度設定千秋美術館分)	令和5年度 〈 令和6年度	76, 512
同 上 (令和5年度設定赤れんが郷土館分)	令和5年度 〈 令和6年度	9, 052
同 上 (令和5年度設定民俗芸能伝承館分)	令和5年度 〈 令和6年度	5, 614
同 上 (令和5年度設定佐竹史料館分)	令和5年度 〈 令和6年度	12, 194
同 上 (令和5年度設定生活総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	46, 523
同 上 (令和5年度設定市民課分)	令和5年度 〈 令和6年度	5, 254
同 上 (令和5年度設定西部市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	60, 418
同 上 (令和5年度設定北部市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	124, 216
同 上 (令和5年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	41, 787
同 上 (令和5年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	23, 937
同 上 (令和5年度設定南部市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	85, 944
同 上 (令和5年度設定東部市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	65, 349

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定中央市民サービスセンター分)	令和5年度 〈 令和6年度	千円 77, 474
同 上 (令和5年度設定市民相談センター分)	令和5年度 〈 令和6年度	2, 623
同 上 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	107, 640
同 上 (令和5年度設定食肉衛生検査所分)	令和5年度 〈 令和6年度	3, 065
同 上 (令和5年度設定保健総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	39, 906
同 上 (令和5年度設定子ども総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	343
同 上 (令和5年度設定子ども育成課分)	令和5年度 〈 令和6年度	9, 453
同 上 (令和5年度設定環境総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	2, 666, 745
同 上 (令和5年度設定産業企画課分)	令和5年度 〈 令和6年度	265, 643
同 上 (令和5年度設定建設総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	216, 398
同 上 (令和5年度設定都市総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	281, 094
同 上 (令和5年度設定会計課分)	令和5年度 〈 令和6年度	143
同 上 (令和5年度設定議会事務局分)	令和5年度 〈 令和6年度	3, 086

事項	期間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定農業委員会事務局分)	令和5年度 〈 令和6年度	千円 2,642
同 上 (令和5年度設定教育委員会総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	205, 154
同 上 (令和5年度設定学事課分)	令和5年度 〈 令和6年度	64, 543
同 上 (令和5年度設定教育研究所分)	令和5年度 〈 令和6年度	4, 467
同 上 (令和5年度設定生涯学習室分)	令和5年度 〈 令和6年度	4, 205
同 上 (令和5年度設定太平山自然学習センター分)	令和5年度 〈 令和6年度	37, 446
同 上 (令和5年度設定自然科学学習館分)	令和5年度 〈 令和6年度	102
同 上 (令和5年度設定中央図書館明徳館分)	令和5年度 〈 令和6年度	35, 907
同 上 (令和5年度設定秋田商業高等学校分)	令和5年度 〈 令和6年度	6, 558
同 上 (令和5年度設定御所野学院高等学校分)	令和5年度 〈 令和6年度	2, 302
同 上 (令和5年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和5年度 〈 令和6年度	412
同 上 (令和5年度設定消防本部総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度	10, 689

#### (変 更)

事項	補	正	前		補	正	後	
ず 欠	期間	限	度	額	期間	限	度	額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	令和5年度 〈			千円 32,599	令和5年度 〈			千円 34,313
	令和6年度				令和6年度			

## 第5表 市債補正

					限		度		額	起債	<b></b>								
起	債	の	目	的	補正前の額	補	E	額	計	方	法	拜	ŧIJ.	率	償	還	の	方	法
総		務		費	千円 619, 800			千円 5, 700	千円 645, 500										
清		掃		費	1, 715, 500	Δ	112	2, 600	1, 602, 900										
道:	路橋	り	ょう	う費	3, 293, 800		31	, 800	3, 325, 600										
社	会	教	育	費	683, 300		5	5, 500	688, 800										
農災	林ヶ害	水	雀 施 旧	設費	224, 100		120	), 300	344, 400										
公災	共 <u>:</u> 害	土 オ 復	大 施 旧	設費	7, 000		228	3, 400	235, 400										
教育	育施認	设災 領	害復∣	日費	33, 000		4	400	37, 400										
歳	入欠	カュ	ん等	章 債	232, 300			800	233, 100										
		計			13, 655, 400		304	, 300	13, 959, 700										

令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第1号)

令和5年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許 費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすること ができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## 第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 662,000

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和6年度			千円 13,324

#### 令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算(第2号)

令和5年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

## 第1表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和6年度			千円 12, 220

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)は、次に 定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 { 令和6年度			千円 98, 085

#### 令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第1号)

令和5年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,837千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		377, 567	26, 297	403, 864
	1 一般会計繰入金	377, 567	26, 297	403, 864
	歳 入 合 計	484, 540	26, 297	510, 837

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		464, 228	26, 297	490, 525
	1 総務管理費	464, 228	26, 297	490, 525
	歳 出 合 計	484, 540	26, 297	510, 837

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和6年度	千円 37,513

#### 令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)

令和5年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

## 第1表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額	
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和6年度		千円 11,852

### 令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算(第2号)

令和5年度秋田市の学校給食費会計補正予算(第2号)は、次に定める ところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

## 第1表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和7年度	千円 235, 348

令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

令和5年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,234千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,654,474千円とす る。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 県支出金		23, 420, 544	20, 183	23, 440, 727
	1 県補助金	23, 420, 543	20, 183	23, 440, 726
7 繰越金		1	14, 051	14, 052
	1 繰越金	1	14, 051	14, 052
	歳 入 合 計	30, 620, 240	34, 234	30, 654, 474

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		200, 471	20, 183	220, 654
	2 徴税費	81, 117	20, 183	101, 300
8 諸支出金		18, 230	14, 051	32, 281
	1 償還金及び還付加算金	18, 229	14, 051	32, 280
	歳 出 合 計	30, 620, 240	34, 234	30, 654, 474

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額	
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和6年度	于 380, 8	·円 331

### 令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第2号)

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,356,425千円とする。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの 金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補 正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		7, 533, 806	3, 973	7, 537, 779
	2 国庫補助金	2, 164, 625	3, 973	2, 168, 598
7 繰入金		4, 756, 340	3, 975	4, 760, 315
	1 一般会計繰入金	4, 756, 339	3, 975	4, 760, 314
	歳 入 合 計	31, 348, 477	7, 948	31, 356, 425

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		329, 370	7, 948	337, 318
	1 総務管理費	329, 370	7, 948	337, 318
	歳 出 合 計	31, 348, 477	7, 948	31, 356, 425

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度	額
介護保険関連サービス委託経費等	令和5年度 〈 令和6年度		千円 96, 942
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 〈 令和6年度		3, 148

令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

令和5年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

## 第1表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 〈 令和6年度			千円 127

### 令和5年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び 限度額を追加する。

事	項		期	間	限	度	額
施設設備及び機器		令和 5	年度から	6年度まで	469,	003=	千円
水道施設業務委		令和 5	年度から	6年度まで	135,	500=	千円
鉛製給水 解消業務		令和 5	年度から	6年度まで	55,	0 0 0 =	千円
配水管虫	<b>を備事業</b>	令和 5	年度から	6年度まで	855	, 000 <sup>-</sup>	千円
配水幹線	整備事業	令和 5	年度から	6年度まで	66	, 100 <sup>-</sup>	千円
仁井田等整備		令和 5	年度から	6年度まで	177,	980=	千円

### 令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和5年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。) 第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 「4,091,290千円」を「4,151,290千円」に、減債積立金「506,752千円」 を「624,300千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,043,851千円」を 「2,233,001千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,440,359千円」を 「1,193,661千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり 補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 計 )支 出

第 1 款 資本的支出 10,634,284千円 60,000千円 10,694,284千円 第 1 項 建設改良費 5,360,339千円 60,000千円 5,420,339千円 (継 続 費)

第3条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変 更 前)

度 款 項 事業名 総 額 年 年 割 額 1資本的 1建 設 土崎汚水中継 364,800千円 令和5年度 63,800千円 改良費 支出 ボ 沈砂池設備 令和6年度 301,000千円 更新事

1 資本的 1 建 設 古川雨水排水 7,890,000千円 支 出 改良費 ポンプ 場整 備 事 業7,890,000千円 令和5年度 301,000千円 令和6年度 3,624,000千円

(変 更 後)

款 事業名 総 年 度 年 割額 項 額 1 資本的 1 建 設 支 出 改良費 土崎汚水中継 440,000千円 令和5年度 63,800千円 ポンプ場 沈砂池設備 令和6年度 376,200千円 更新事業

1 資本的 1 建 設 古川雨水排水 9,200,000千円 令和 5 年度 301,000千円 支 出 改良費 ポンプ場 整 備 事 業 令和 6 年度 4,106,000千円 令和 7 年度 4,793,000千円

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項 期 間 限 度額 施設設備管理費 令和5年度から6年度まで 64,773千円 及び機器使用料等 内水浸水想定区域図 令和5年度から6年度まで 110,000千円 作成業務委託経費 管 渠 建 設 事 業 令和5年度から6年度まで 971,000千円 (利益剰余金の処分)

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「74,380千円」を「21,198千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計 計 )

(1) 減 債 積 立 金 74,380千円 △53,182千円 21,198千円

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、 期間及び限度額を追加する。

事項期間限度額

施設設備管理費

令和5年度から6年度まで 21,393千円

及び機器使用料等

### 秋田市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在	地	開	設	者	名	廃止年月日
250	カウンセ薬局 さくら店	秋田市桜一丁目	1番6号	吉	軍	典	子	令和 5 年 10月27日

### 秋田市告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指定年月日
265	ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ 屋一丁目3番44号	秋 元 陽 子	令和6年 1月1日

秋田市教委告示第21号

令和5年12月22日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員 会定例会を招集する。

令和5年12月19日

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

### 秋市選管告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,161人
- 2 6分の1の数 43,005人
- 3 3分の1の数 86,009人

### 秋市選管告示第38号

秋田市選挙管理委員および補充員に異動があったので、秋田市選挙管理 委員会規程(昭和37年選管告示第6号)第5条の規定に基づき、次のとお り告示する。

令和 5 年12月25日

## 秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

1	委員	新	秋田市雄和平沢字大部67番地	牧	野	正	則
			秋田市八橋本町四丁目2番2号	菅	原		真
			秋田市山王二丁目3番10-1301号	古	谷		薫
			秋田市土崎港北六丁目2番17-2号	Ш	П	麻	寿
		旧	秋田市土崎港中央三丁目8番2号	冏	部	保	孝
			秋田市中通六丁目13番2-1303号	野	П	修	平
			秋田市山王二丁目3番10-1301号	古	谷		薫
			秋田市川元開和町13番39号	Щ	内		誠
2	補充員	新	秋田市外旭川八幡田一丁目2番11号	今	井		茂
			秋田市中通六丁目13番2-1303号	野	П	修	平
			秋田市山王二丁目11番22号	小	玉	正	憲
			秋田市寺内児桜二丁目15番15号	安	藤	正	之
		旧	秋田市土崎港中央三丁目1番49号	浅	野	三妻	表夫
			秋田市外旭川字神田830番地2	古	井	秀	行
			秋田市寺内児桜二丁目15番15号	安	藤	正	之
			秋田市土崎港北六丁目2番17-2号	Ш	П		賢

秋市選管告示第39号

秋田市選挙管理委員会規程(昭和37年選管告示第6号)第2条第3項の 規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の 住所および氏名を、次のとおり告示する。

令和 5 年12月26日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫

### 秋田市農委告示第14号

令和5年12月18日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年12月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

### 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画(令和5年度第9号計画)に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第16号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和5年12月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 収納取扱金融機関の名称
   株式会社荘内銀行
- 2 取消年月日令和5年12月31日

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和59年秋田市条例第28号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年12月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称秋田都市計画地区計画 下浜羽川地区計画
- 2 位置および区域 秋田市下浜羽川字下野地内
- 3 縦覧期間

令和5年12月6日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書 を提出することができる。

令和5年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・19号 二ツ屋山崎線

秋田都市計画道路 3 · 4 · 31号 明田外旭川線

秋田都市計画道路 3・5・51号 牛島茨島線

秋田都市計画道路 3・4・69号 手形東通線

2 都市計画を変更する区域

秋田市広面字二ツ屋、字野添、字鬼頭、手形字西谷地、字蛇野、手形 山崎町、東通仲町、東通一丁目、東通六丁目、牛島西一丁目、牛島西三 丁目、茨島六丁目および茨島七丁目地内

3 縦覧期間

令和5年12月11日から同月25日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院の第3期中期目標を定めたので、次のとおり公告する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標

昭和初期に開設された「市立秋田診療所」および「市立上野病院」を前身とする市立秋田総合病院は、以来、高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関としての役割を果たしつつ、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応するため、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院(以下「市立病院」という。)に移行した。

市立病院は、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする中期目標 (以下「第2期中期目標」という。)の下、「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、令和4年10月には新病院を開院し、高度・専門的な医療の提供等をさらに充実させ、良質で安全な医療を提供してきている。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行が市立病院の運営に与えた影響は大きく、従来の高度・専門医療等の政策医療を提供しつつ、同感染症に対応するため、感染者の入院病床の整備や発熱外来の実施などを積極的に行い、市民の安全・安心に大きく貢献した。一方、長引くコロナ禍による患者の受診控えや院内クラスターの発生に伴う一般診療の一時停止等の影響により経営環境は厳しく、新病院への移設等による費用の増加もあることから、今後の収支状況の改善は、喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症、人口減少や少子高齢化等の進展、医師・看護師等の確保と働き方改革への対応など、医療を取り巻く環境が変化する中で、医療の需給状況や疾病構造の変化に対応した地域医療の確保が求められている。

こうした社会情勢の変化のほか、第2期中期目標期間で達成した成果、 秋田県医療保健福祉計画、秋田県地域医療構想等を踏まえ、市立病院は、 安定した経営基盤を確保しながら、引き続き市民の多様なニーズに応え、 総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果 たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を 提供し続けるものとする。

このことにより、本市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

### 第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

- 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 1 良質で安全な医療の提供
    - (1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備 し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

本市が属する二次医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

- (3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供 公的医療機関として、結核・精神・感染症等の採算性が低く民間 医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。
- (4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、

健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児科救急 を引き続き実施し、小児医療の充実を図ること。また、市の子ども 関連施策と連携して病児保育所を継続して運営すること。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う身体的および精神的症状を持つ高齢者に対し、適切な 医療を提供すること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、 患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目 指すこと。また、患者満足度調査の実施および結果の分析により、 業務運営の改善を図り、全ての患者さんの満足に努めること。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

- 3 人材の確保と育成
  - (1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実 させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

- 4 地域医療への貢献
  - (1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関との連携を推進するため、地域医療支援病院として承認されることを目指すとともに、地域の医療、保健、福祉およ

び介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。また、院内教室等を開催した際には、受講者の理解度等の把握を行うこと。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

- 第3 業務運営の改善および効率化に関する事項
  - 1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。また、必要に応じて、外部アドバイザーの活用についても検討すること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の推進

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制を推進すること。

4 医業収入の確保

病床利用率の向上や診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な 対応により、確実に医業収入を確保すること。

5 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、安定した財務基盤を確立すること。また、このことにより中期目標期間中に経常収支の黒字化を図ること。

### 第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。また、公益通報制度の周知を図ること。

### 2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進すること。また、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

#### 3 人事制度の運用等

### (1) 人事評価制度の運用

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等 を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果 を反映する給与制度などについて検討すること。

### (2) 就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護等との両立支援等 を図るとともに、引き続き院内保育所を運営し、職員が健康的に働 き続けることができる就労環境の整備に努めること。また、医師の 働き方改革を踏まえ、適切な制度運用を行うこと。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和5年度第9号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。